

館林市自殺対策計画

～いのちを守り、支え合う館林市の実現を目指して～

2019 年度～2023 年度



平成 31 年 3 月

群馬県館林市

はじめに



我が国の自殺対策は、平成 18 年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、自殺者数の年次推移は減少傾向となり、着実に成果を上げています。

しかし、国民の自殺死亡率は、主要先進 7 か国の中で最も高く、全国的にも毎年尊い命が失われ、非常事態は現在も続いています。

こうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務づけられました。

本市においても平成 26 年に自殺死亡率が一時減少しましたが、その後は増加した状況が続いており、平成 24 年から平成 28 年の平均では、一年間に約 15.4 人が自殺で亡くなっています。

こうした状況を踏まえ、本市においても「館林市自殺対策計画」を策定することとなりました。自殺の多くは追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識の下、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことで、市民の皆さまをサポートしていきたく存じます。また、市の全事業の中から「生きることの包括的な支援」に関連する事業間で連携し、全庁的な取組として、また地域全体の問題として、自殺対策を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました関係機関・団体の皆さま、アンケート調査にご協力いただきました関係者の皆さまに、心から感謝を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月

館 林 市 長

須藤和臣

目 次

第1章 計画策定の背景・趣旨等

1 背景	1
2 趣旨	3
3 計画の基本的な考え方	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	5
6 計画の数値目標	6

第2章 本市の現状と課題

1 統計資料より	7
2 館林市「いのち支えるアンケート」結果より	14
3 対策が優先されるべき対象群の把握・課題	26
4 本市の基本施策・重点施策について	27

第3章 いのち支える自殺対策への取組（基本施策）

1 地域におけるネットワークの強化	29
2 自殺対策を支える人材の育成	30
3 住民への啓発と周知	32
4 生きることの促進要因への支援	34
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	38

第4章 いのち支える自殺対策への取組（重点施策）

1 高齢者対策	39
2 生活困窮者・無職者・失業者対策	40
3 子ども・若者対策	41

第5章 本市における自殺対策の推進体制

1 推進体制	42
2 周知・広報	42
3 進捗管理	42

資料

1 自殺総合対策大綱概要	44
2 館林市いのち支える自殺対策推進本部設置要領	45
3 館林市いのち支える自殺対策推進本部員名簿	47
4 館林市いのち支える自殺対策推進本部幹事会幹事名簿	48

～ 本計画における自殺に関する統計について ～

自殺に関する統計には、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。本計画に記載する自殺に関する統計は、警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて厚生労働省が集計した「地域における自殺の基礎資料（自殺日・居住地）」のデータを基に作成しました。

～ 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」について ～

（1）調査対象の違い

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

（2）調査時の違い

厚生労働省の人口動態統計は、居住地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、居住地を基に死体発見時点（正確には認知）で計上しています。

（3）事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺、事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

第1章 計画策定の背景・趣旨等

1 背景

日本の自殺死亡者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、平成18年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺死亡者の年次推移は減少傾向となりました。しかし、現在でも自殺死亡者数は2万人を超える水準となっています。

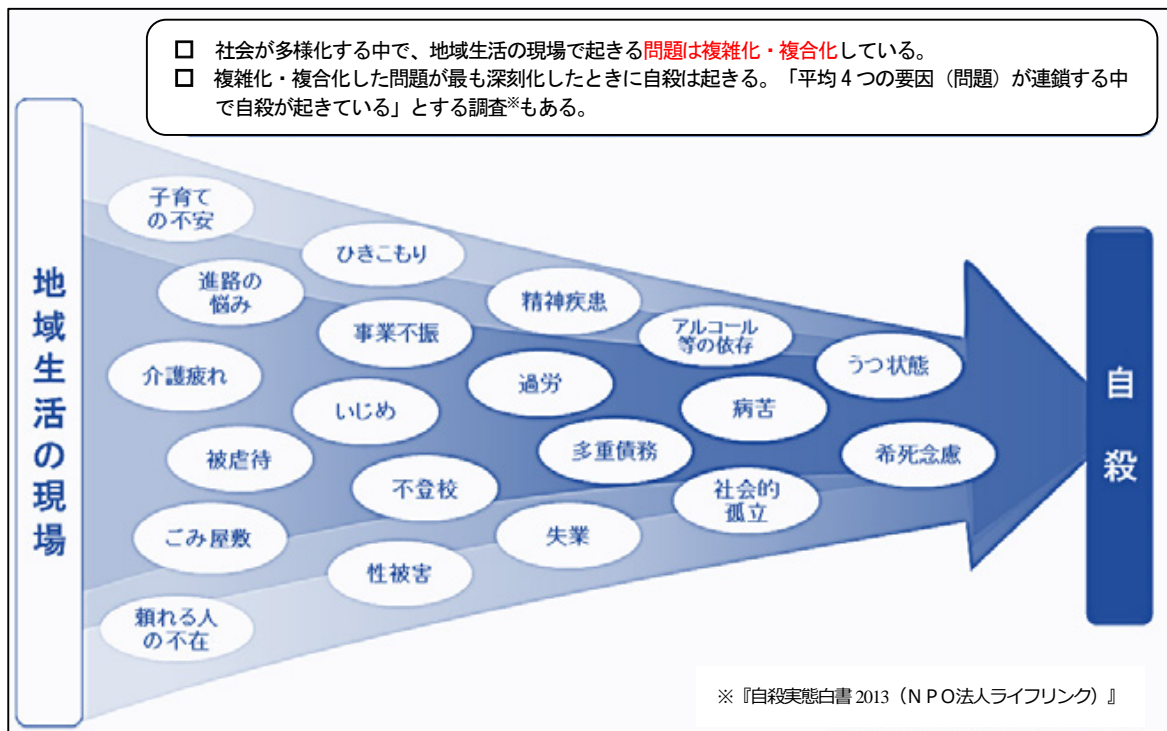
これらの状況を踏まえ、施行から10年目の平成28年に自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、「自殺対策基本法」が改正されました。基本理念に「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が明記され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」を策定することが義務づけられました。

さらに、平成29年7月に政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、具体的な数値目標と当面の重点施策等が示されました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。自殺対策は、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

自殺の危機要因イメージ図



〔出典〕厚生労働省資料

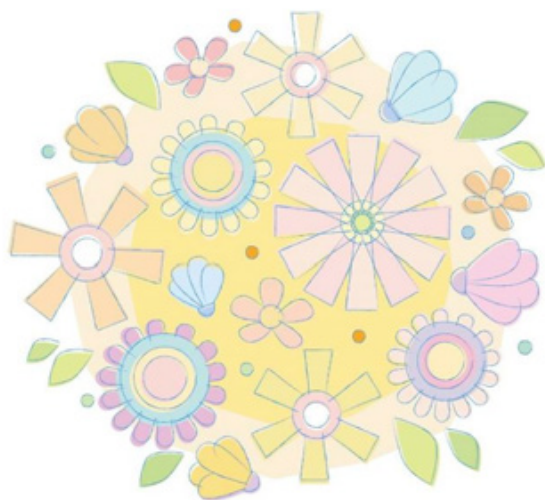


2 趣旨

本市では、「館林市健康づくり計画 健康たてばやし 21」において、こころの健康や休養について普及啓発や相談事業等の取組を行っています。

自殺対策は「生きることの包括的な支援」であることから、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図ることが重要です。

この計画では、自殺対策を全庁的な取組として、また地域全体の問題として捉え、総合的かつ効果的に推進していくことで、「いのちを守り、支え合う館林市」を目指します。



3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

いのちを守り、支え合う館林市

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な要因が複雑に関係しています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが重要です。

自殺総合対策大綱の基本理念には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」と掲げられています。自殺対策の本質が生きることの支援にあるという視点で、「いのちを守り、支え合う館林市」を目指します。

(2) 基本認識

- ▶自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である
- ▶本市の自殺死亡率は全国・群馬県より高い状況にあり、非常事態はいまだ続いている
- ▶地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

(3) 基本方針

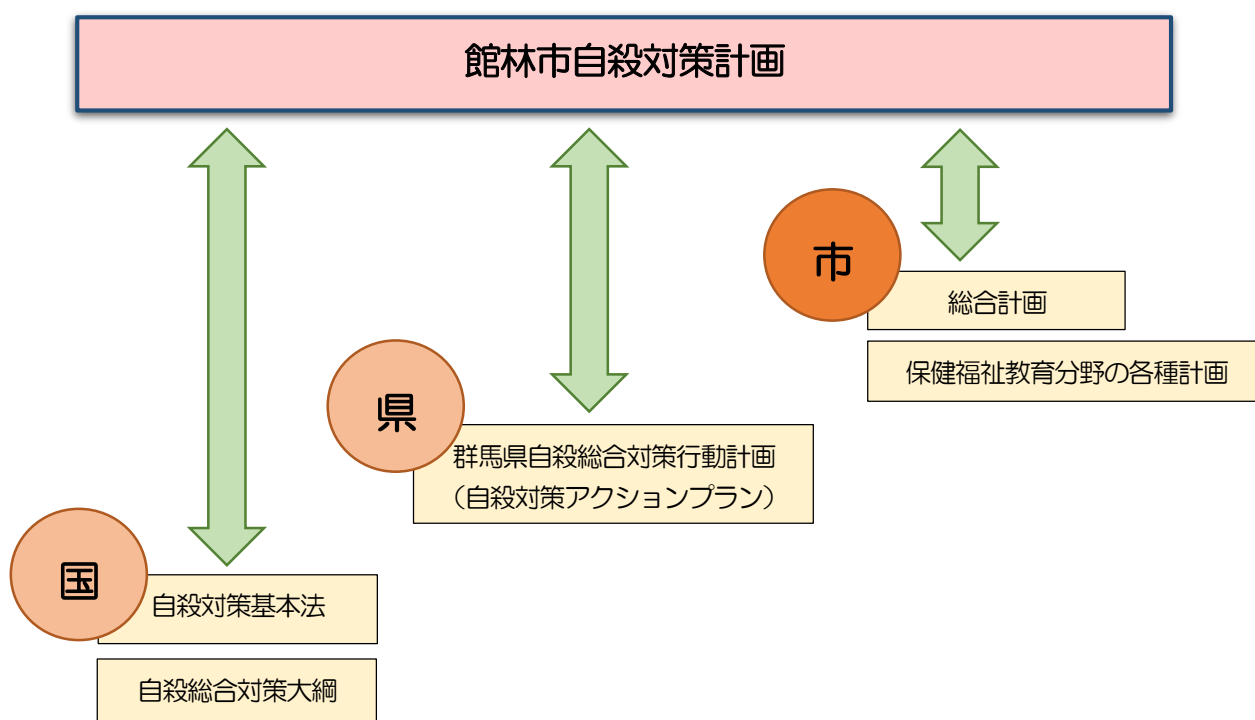
本計画では、基本理念を踏まえて次の5項目を基本方針とします。これらの方針を掲げて自殺対策を推進することで、市民一人ひとりが思いやりを持って、自分らしく生きることができる館林市を目指します。

- ▶生きることの包括的な支援として推進する
- ▶関連施策の有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ▶自殺に至る過程において、それぞれの段階に応じた対策を効果的に連動させる
- ▶実践と啓発を両輪として推進する
- ▶市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

4 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、本市の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。

国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」、群馬県の「自殺総合対策行動計画（自殺対策アクションプラン）」を踏まえ、本市の「総合計画」や「保健福祉教育分野の各種計画」との整合を図っています。



5 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。また、社会情勢の変化や国や県等の計画内容の変更により、計画の変更が必要となった場合は、途中で見直しを行います。

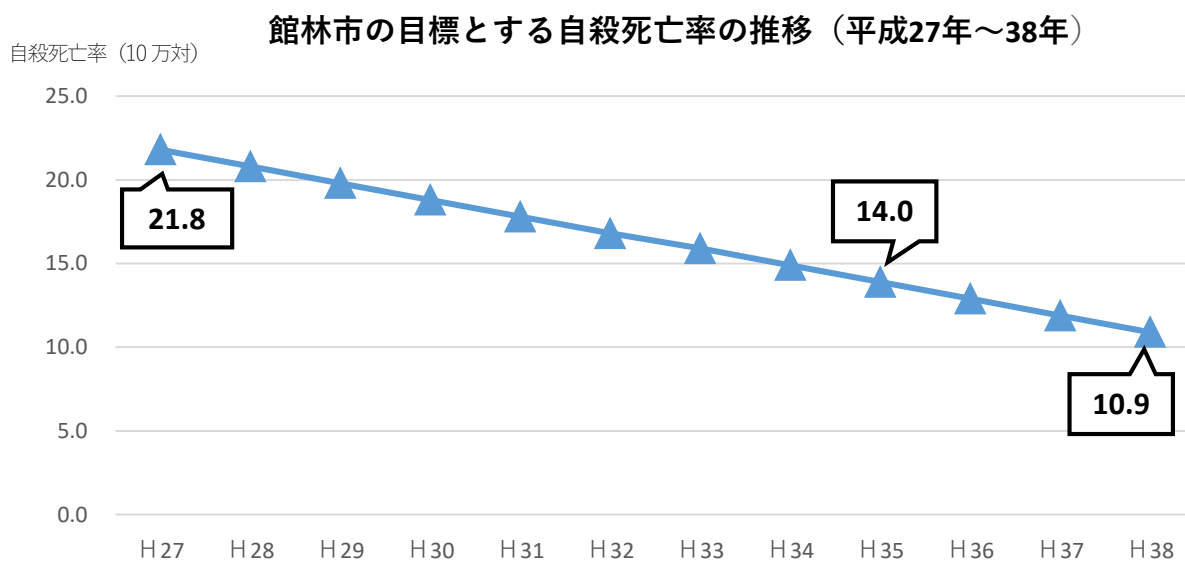


6 計画の数値目標

平成 35 年（2023 年）の自殺死亡率を、14.0 以下にする （平成 27 年に比べて、およそ 35.8%の減）

国は、自殺総合対策大綱における当面の目標として、「平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる」ことを目標に掲げています。本市においては、「平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べておよそ 50%以上減少させる」ことを目標に掲げます。平成 27 年の自殺死亡率は 21.8 であることから、平成 38 年（2026 年）の目標とする自殺死亡率は 10.9 以下となります。段階的に自殺死亡率を減少させることを想定した場合、平成 35 年（2023 年）の目標とする自殺死亡率は 14.0 以下となります。

※自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺死亡者数



平成 35 年（2023 年）までに、年間の自殺死亡者数を 10 人以下にする

本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」を参考にすると、平成 35 年（2023 年）には 72,054 人になると想定され、目標の自殺死亡率 14.0 を達成するには、自殺死亡者は年間 10 人以下になる必要があります。

第2章 本市の現状と課題

1 統計資料より

(1) 自殺死亡者数・自殺死亡率の推移

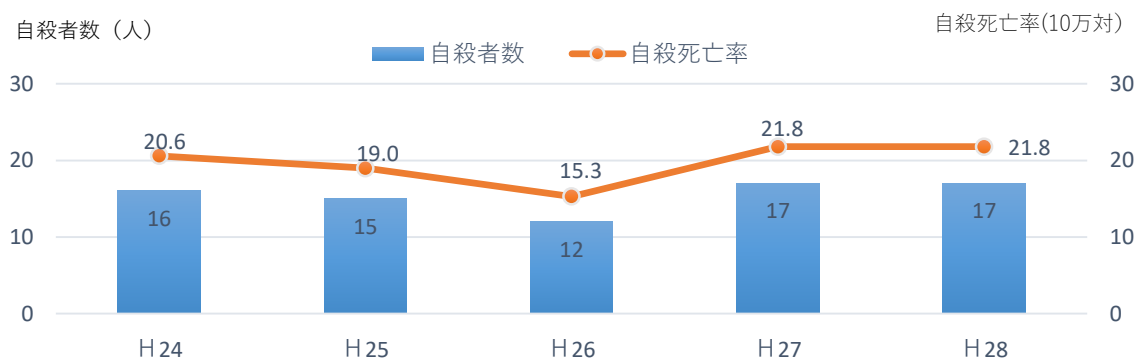
館林市の自殺死亡者数・自殺死亡率の推移（図1）をみると、本市の自殺死亡者数は、平成26年に一時減少しましたが、平成27年に再び増加しています。

館林市・群馬県・全国の自殺死亡率の推移（図2）において、本市と群馬県・全国の自殺死亡率を比較してみると、本市の自殺死亡率は、平成26年までは群馬県・全国より低い状況にありましたが、平成27年に本市の自殺死亡率が増加に転じたことにより、群馬県・全国よりも高くなり、平成28年も同様の状況が続いています。

これに対して、全国の自殺死亡率は経年的に緩やかに減少しており、群馬県も増減を繰り返しながら減少しています。

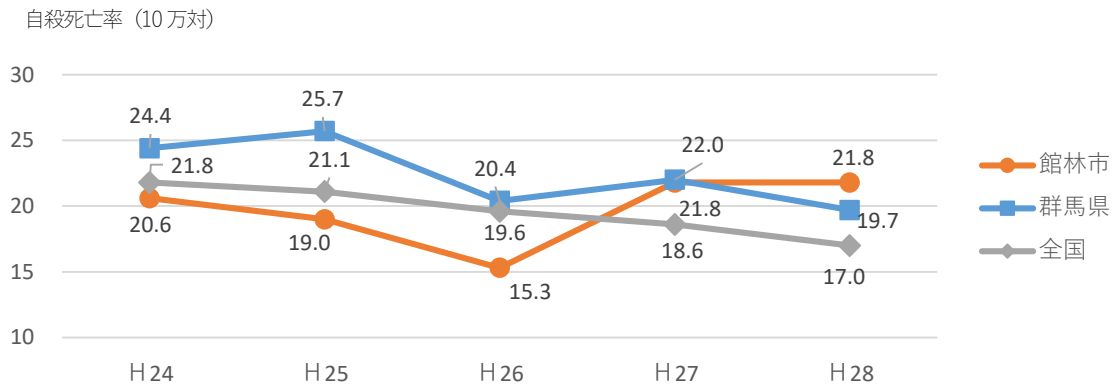
したがって、本市はここ数年、群馬県・全国と比べて高い状況です。また、館林市の自殺死亡者数・自殺死亡率の長期的な推移（図3）からもその状況がうかがえます。

図1 館林市の自殺死亡者数・自殺死亡率の推移



〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図2 館林市・群馬県・全国の自殺死亡率の推移



〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図3 館林市の自殺死亡者数・自殺死亡率の長期的な推移

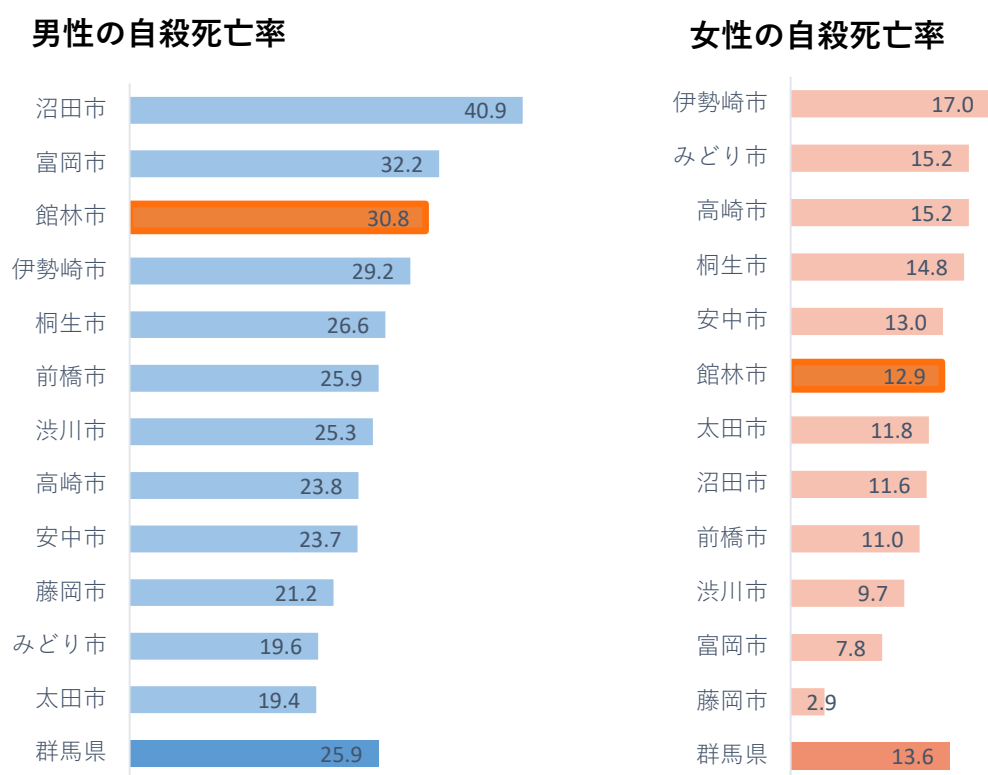


〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

平成 28 年における群馬県内 12 市の自殺死亡率の比較（図 4）をみると、本市の自殺死亡率は高い方から男性は 3 番目、女性は 6 番目です。どちらも半分より上位に位置している状況です。

また、性別自殺死亡率は、男性が 30.8、女性が 12.9 であり、男性は女性の 2 倍以上となっており、男性は群馬県より高く、女性は群馬県より低くなっています。

図 4 群馬県内 12 市の自殺死亡率の比較(平成 28 年)



〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

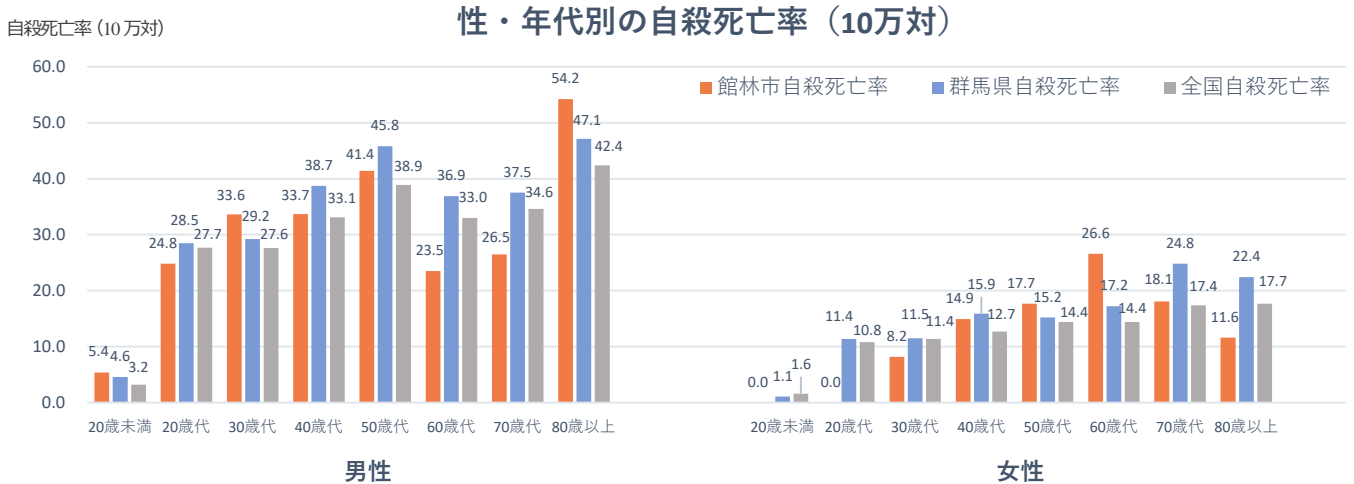
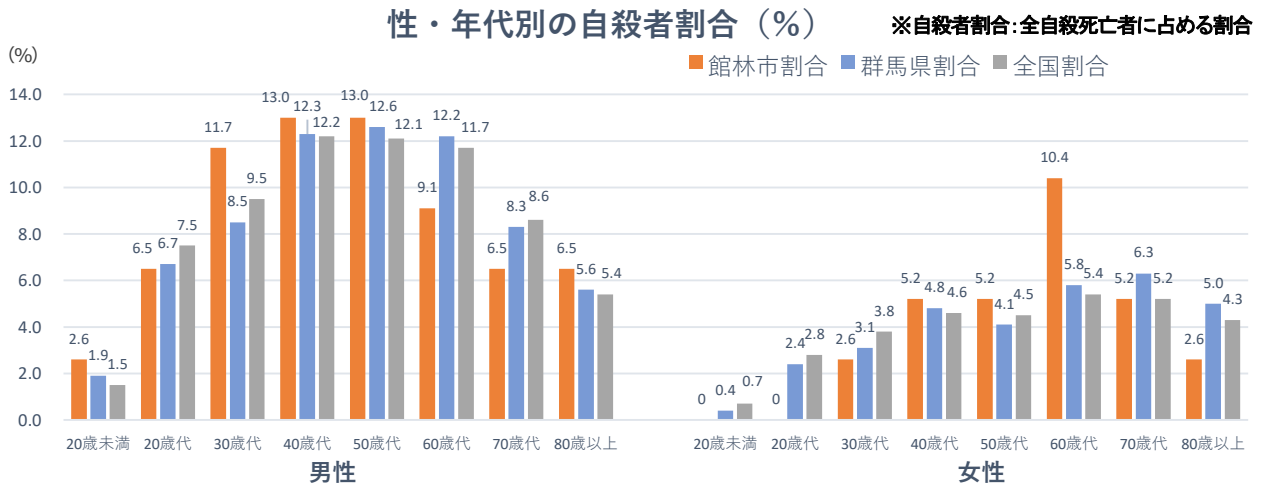
(2) 性別・年代別の状況

館林市・群馬県・全国の性・年代別の状況(図5)をみると、男性では、本市・群馬県・全国ともに、「40歳代」、「50歳代」の割合をピークに、山を描いています。また、本市は群馬県・全国と比べて「20歳未満」、「30歳代」、「40歳代」、「80歳以上」の割合が高く、比較的中年層以前の年代の割合が高くなっています。

女性では、本市は群馬県・全国と比べて「40歳代」、「50歳代」、「60歳代」の割合が高く、特に「60歳代」の割合については10.4%で、群馬県・全国の2倍以上となっています。

全体自殺者に占める男性全体の割合は本市では68.9%、女性全体の割合は31.2%であり、群馬県・全国とほぼ同等となっています。

図5 館林市・群馬県・全国の性・年代別の状況(平成24年~28年平均)



〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

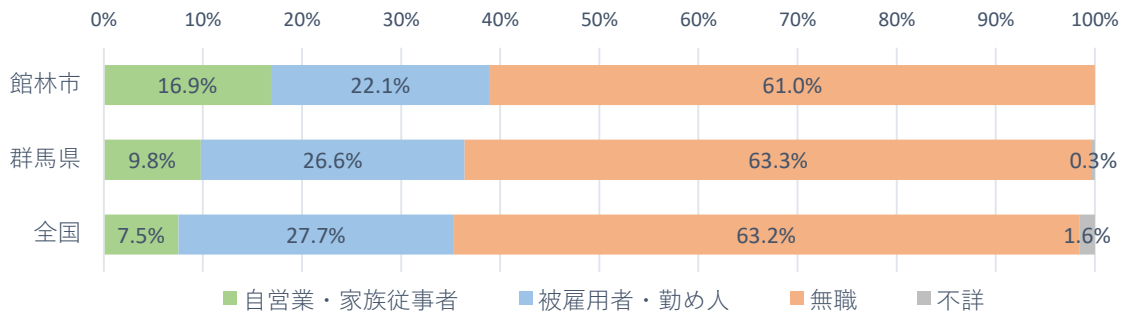
(3) 職業別の状況

平成 24 年～28 年合計の館林市・群馬県・全国の職業別の自殺死者数の構成割合（図 6）をみると、本市の職業別の自殺死者数は、「無職者」が 61%と最も高く、次いで「被雇用者・勤め人」が 22.1%、「自営業・家族従事者」が 16.9%の順となっています。本市と群馬県・全国を比較すると、群馬県・全国と同様の傾向がみられます。

また、「自営業・家族従事者」の割合について、本市と群馬県・全国を比較すると、本市の「自営業・家族従事者」の割合が高い状況にあります。

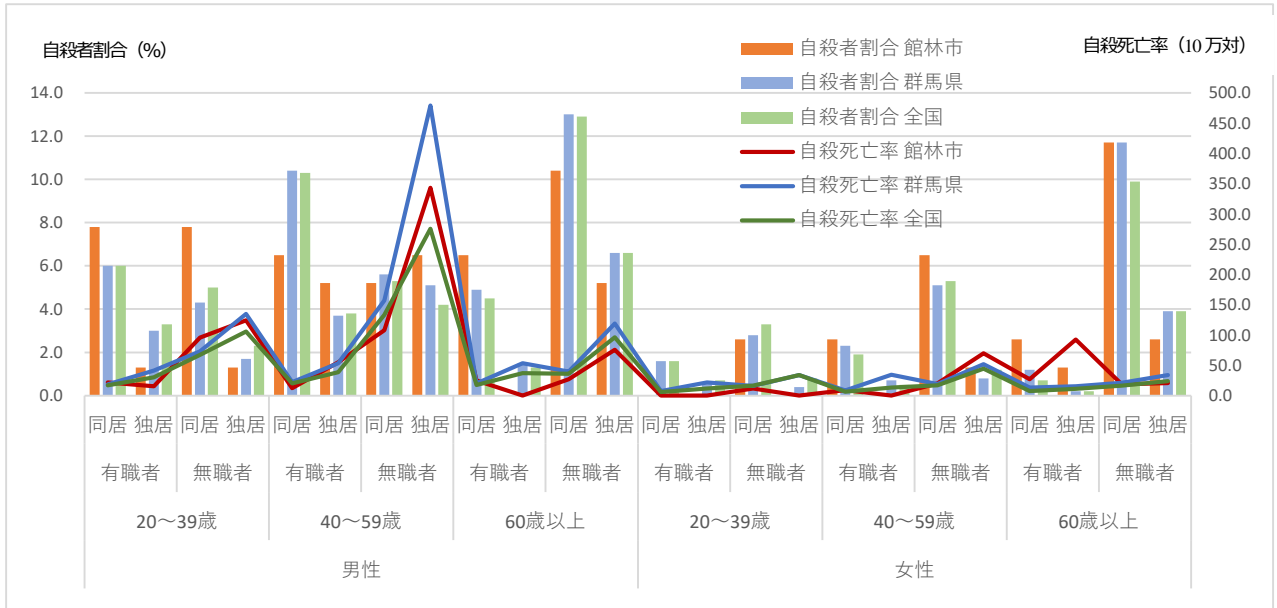
平成 24 年～28 年合計の館林市・群馬県・全国の自殺死者割合と自殺死亡率（図 7）をみると、本市においては、男性・女性ともに 60 歳以上の無職者・同居の割合が高くなっています。

図 6 館林市・群馬県・全国の職業別の自殺死者数の構成割合(平成 24 年～28 年合計)



〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図7 館林市・群馬県・全国の自殺死亡者割合と自殺死亡率(平成24年～28年合計)



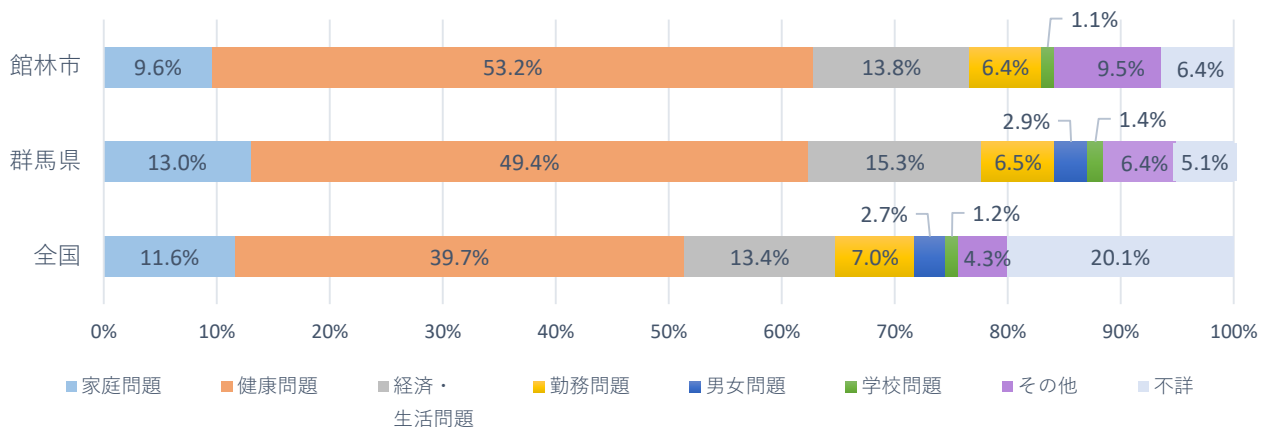
〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

(4) 原因・動機別の状況

平成24年～28年合計の館林市・群馬県・全国の自殺死亡者における原因・動機別の構成割合(図8)をみると、本市の自殺死亡者における原因・動機は「健康問題」が最も高く、「経済・生活問題」、「家庭問題」の順で続きます。これは、群馬県・全国とほぼ同様の状況です。

原因・動機別の第1位は「健康問題」となっていますが、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

図8 館林市・群馬県・全国の自殺死亡者における原因・動機別の構成割合
(平成24年～28年合計)

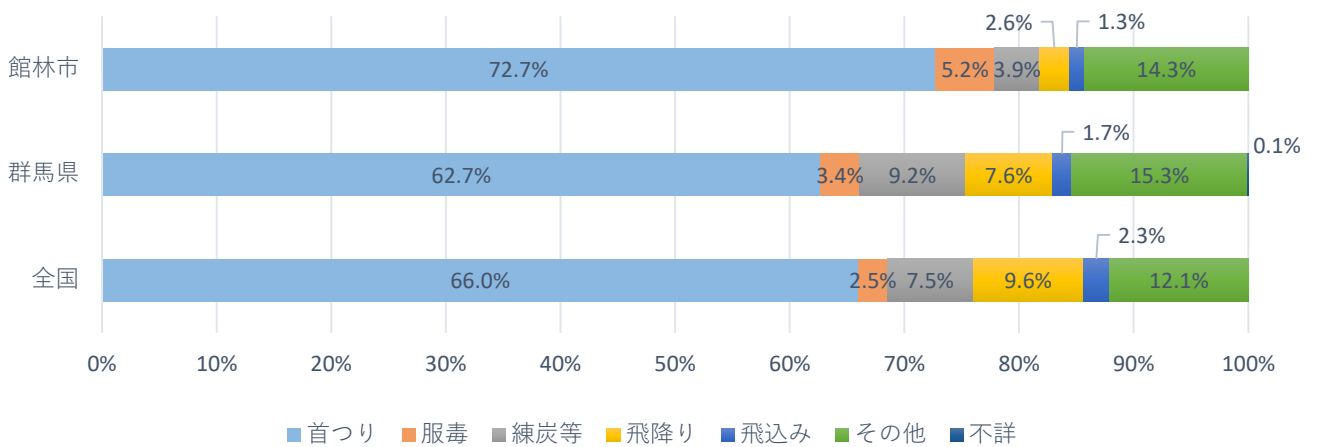


〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 手段別の状況

平成 24 年～28 年合計の館林市・群馬県・全国の手段別の自殺者数割合（図 9）をみると、本市・群馬県・全国ともに、首つりが最も高く、次に本市では服毒が高い状況です。一方、群馬県では練炭等が、全国では飛降りが続いています。

図 9 館林市・群馬県・全国の手段別の自殺者数割合(平成 24 年～28 年合計)



〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

2 館林市「いのち支えるアンケート」結果より

本市では、若年層及びその保護者を対象に、ストレスや自殺に対する意識等の実態を把握し、今後の自殺対策をすすめる上での基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

(1) 調査対象等

- ①生徒
 - ・市内中学校に在学する中学2年生
 - ・市内に所在のある高等学校に在学する高校2年生
- ②保護者 ①の保護者

(2) 調査期間

- ①生徒 平成30年2月下旬～3月16日
- ②保護者 平成30年2月下旬～3月20日

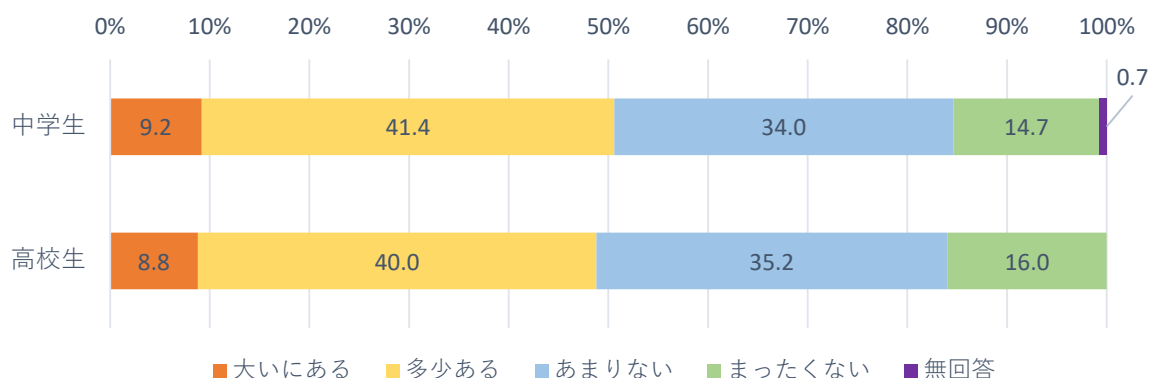
(3) 生徒の主な調査結果

単純集計より

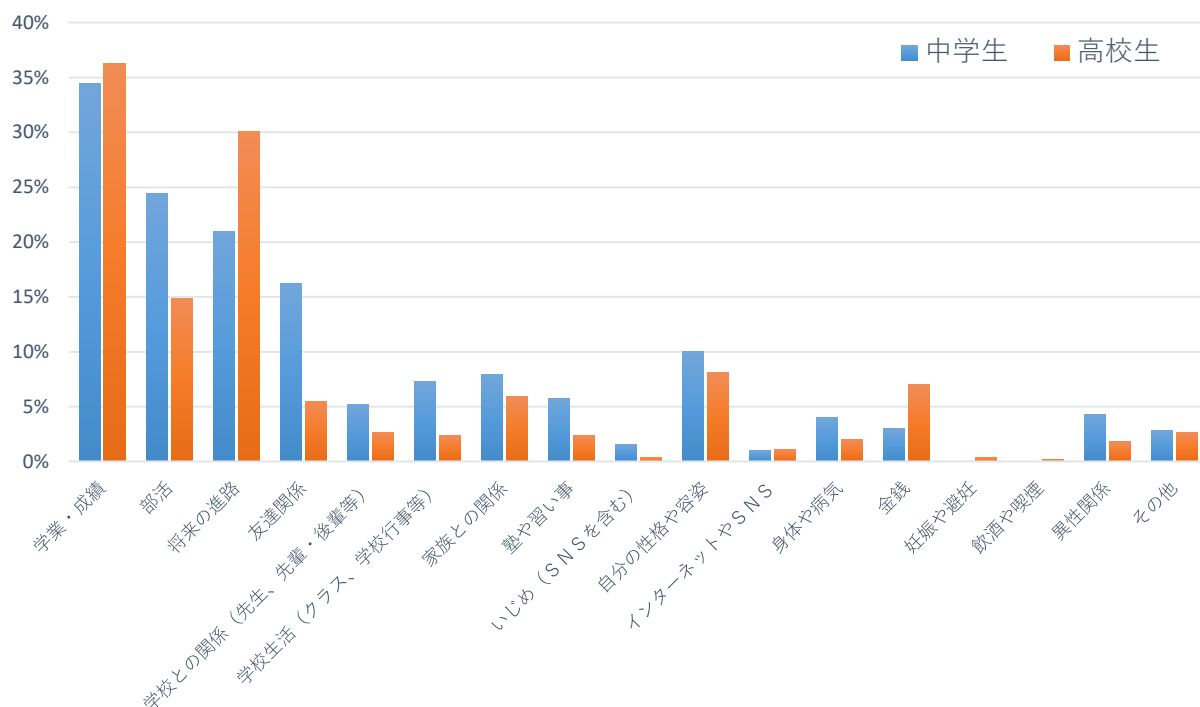
① この1か月の間に、日常生活で悩みはあったか（一つ回答）

「大いにある」、「多少ある」を合わせた『ある』と回答した生徒は、中学生では50.6%、高校生では48.8%でした。約半数の生徒が、悩みがあったと回答しています。

悩みが『ある』と回答した生徒の内容（一人複数回答）を見ると、中学生・高校生ともに「学業・成績」が一番多く、中学生では「部活」、「将来の進路」、「友達関係」と続きます。高校生は「将来の進路」、「部活」、「自分の性格や容姿」と続きます。

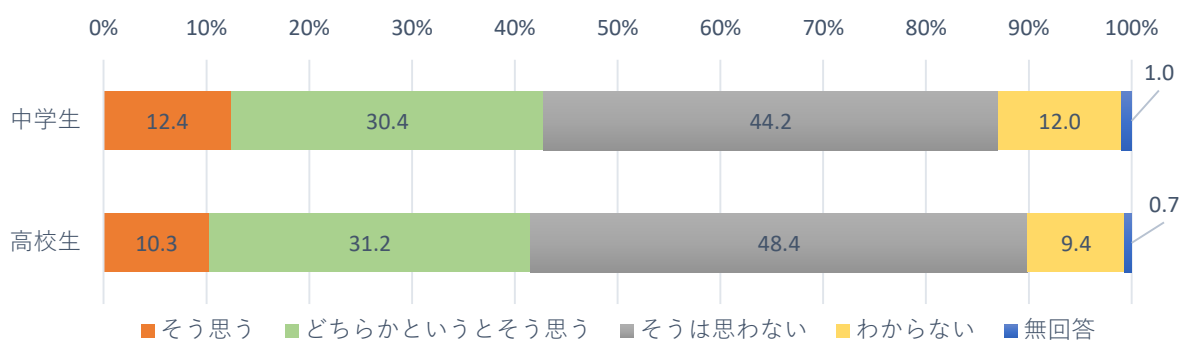


①-2 悩みの内容（一人複数回答）



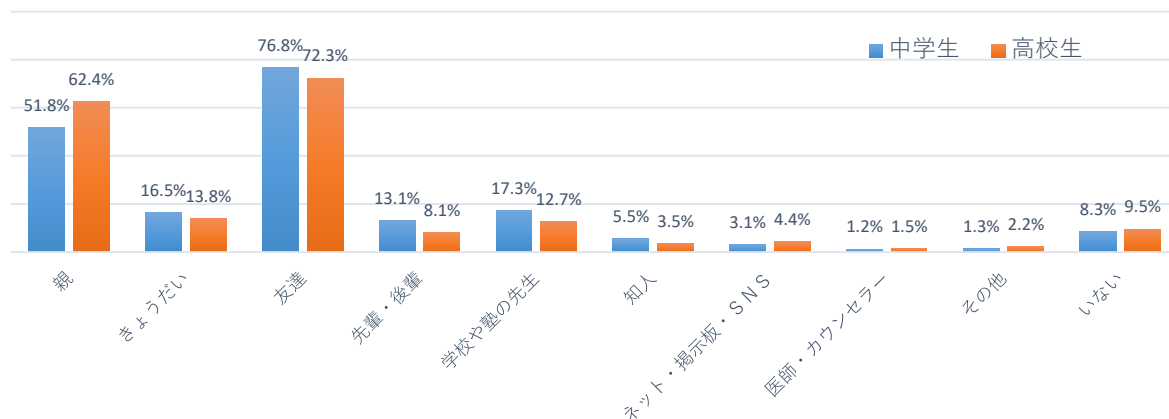
② 誰かに相談したり助けを求めることにためらいを感じるか（一つ回答）

「そう思う」、「どちらかというと思う」を合わせた『そう思う』と回答した生徒は、中学生では42.8%、高校生では41.5%でした。一方、「そうは思わない」と回答した生徒は、中学生では44.2%、高校生では48.4%でした。中学生・高校生ともに『そう思う』より「そうは思わない」の方が若干高い状況ではありますが、相談しやすい環境の整備が求められます。



③ 現在、悩みを聞いてくれたり、相談できる人はいるか（一人複数回答）

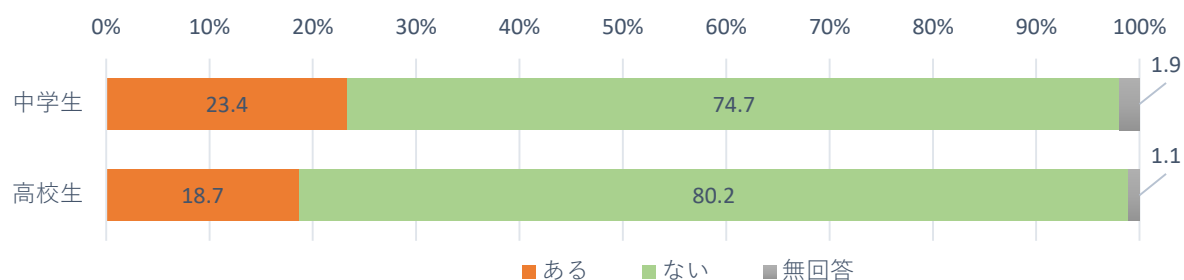
中学生、高校生ともに「友達」、「親」の二つの割合が高いのが顕著です。また、「いない」と回答した生徒もいました。



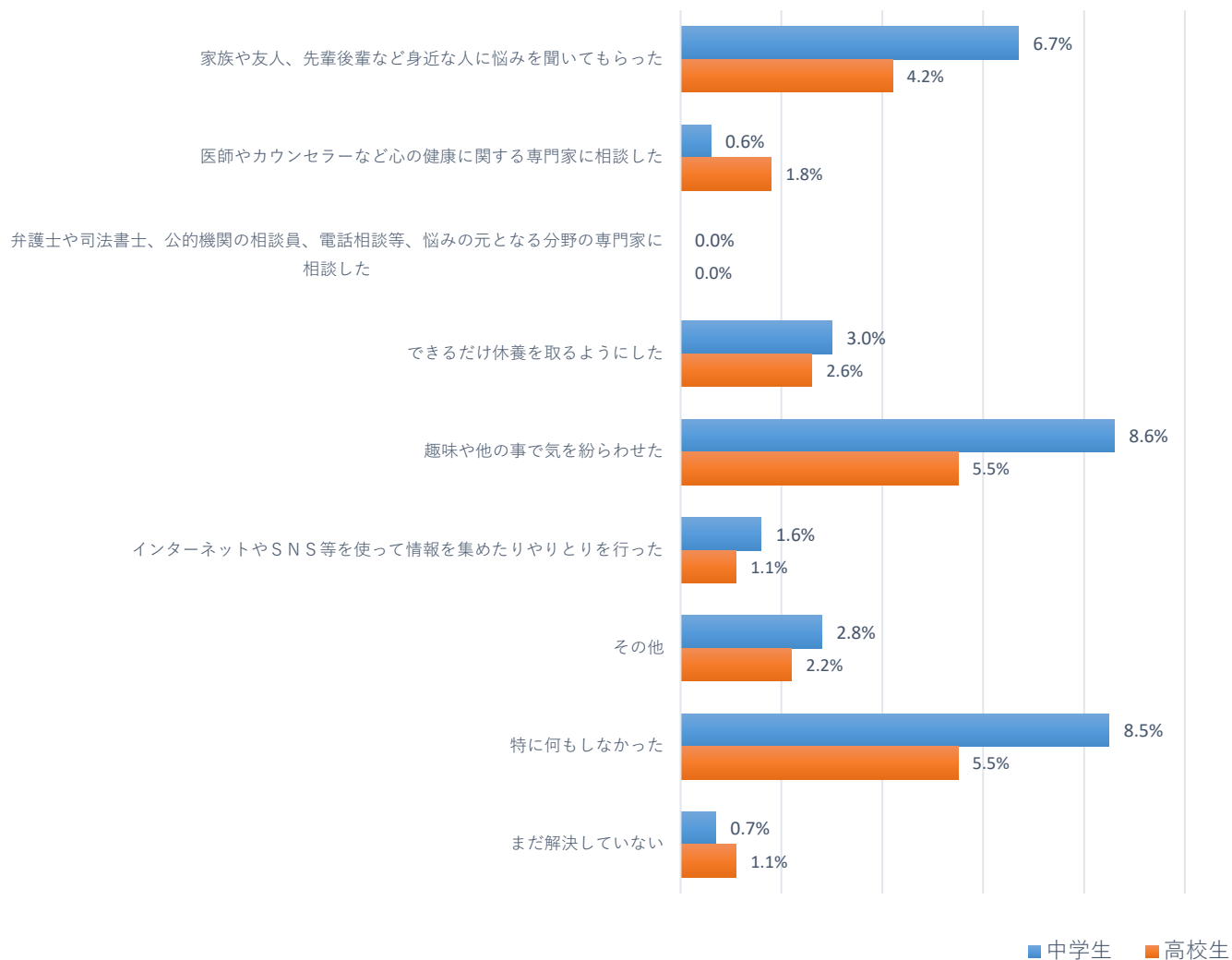
④ これまでに本気で「死にたい」と考えたことはあるか（一つ回答）

「ある」と回答した生徒は、中学生では23.4%、高校生では18.7%でした。

「ある」と回答した生徒に、そのときどのように乗り越えたか聞いたところ、中学生・高校生ともに「趣味や他の事で気を紛らわせた」、「特に何もしなかった」割合がほぼ同程度で一番高く、「家族や友人、先輩後輩など身近な人に悩みを聞いてもらった」、「できるだけ休養を取るようにした」と続きます。



④-2 どのように乗り越えたか（一人複数回答）

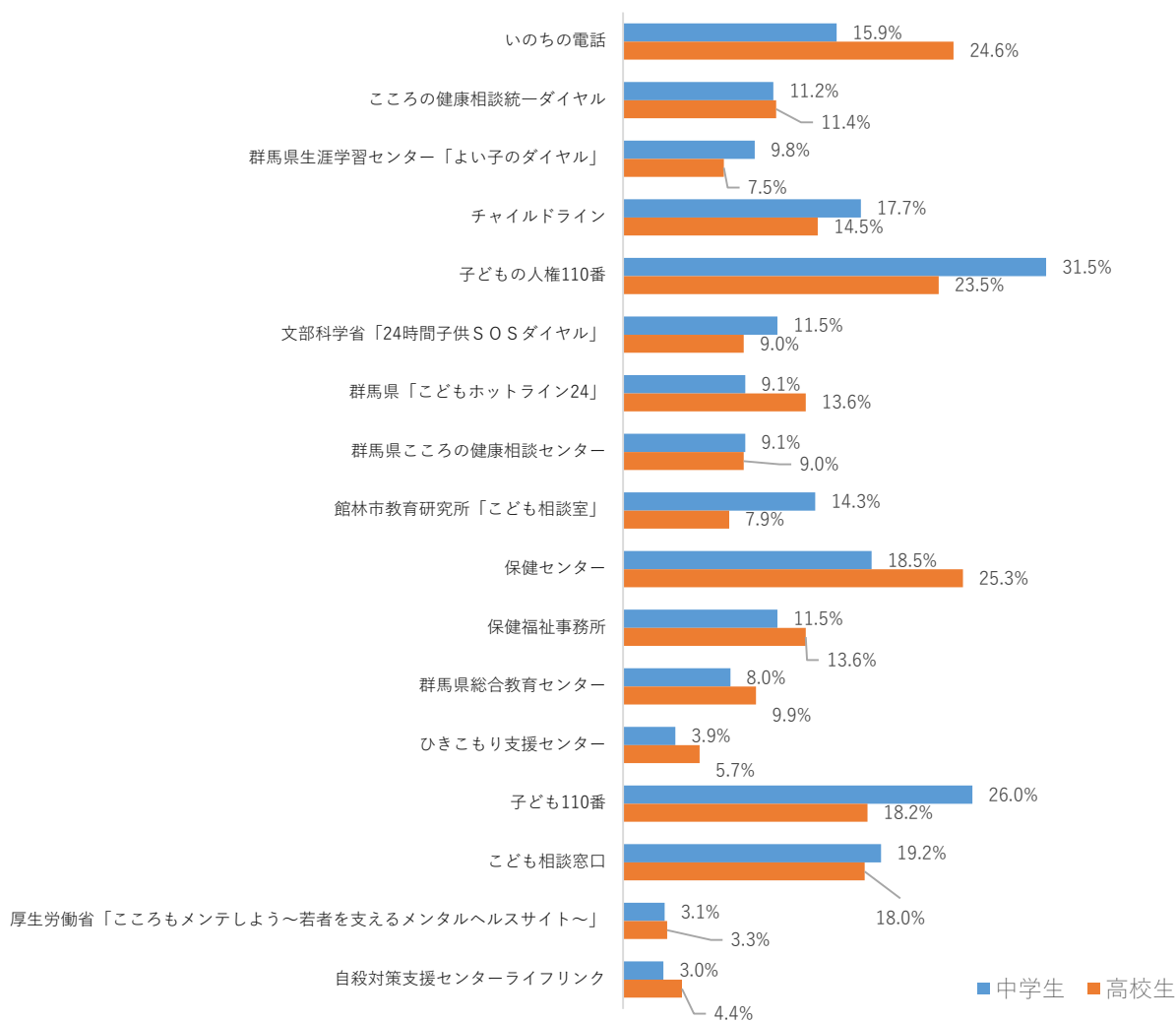


⑤ 悩んだり困ったりしたときの相談できる場・情報を得られる場の認知度（一人複数回答）

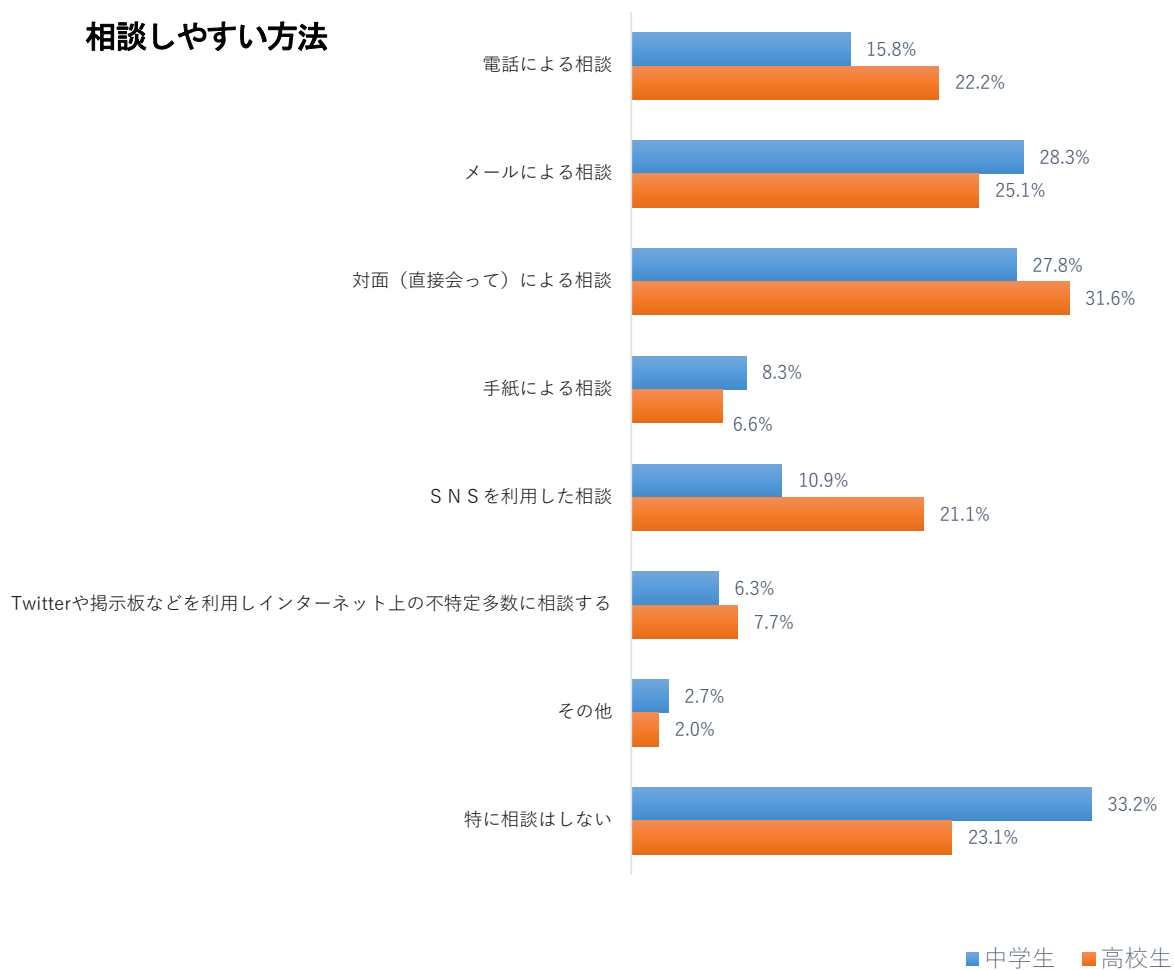
中学生・高校生ともに、「知っている」と回答した生徒が5割に達した項目はありませんでした。今後も相談窓口の周知をさらに推進していく必要があります。

また、悩んだり困ったりしたときの相談しやすい方法を聞いたところ、中学生では割合が高い順に「特に相談はしない」、「メールによる相談」、「対面（直接会って）による相談」となりました。高校生では「対面（直接会って）による相談」、「メールによる相談」、「特に相談はしない」の順でした。

「知っている」と回答した者の割合



相談しやすい方法



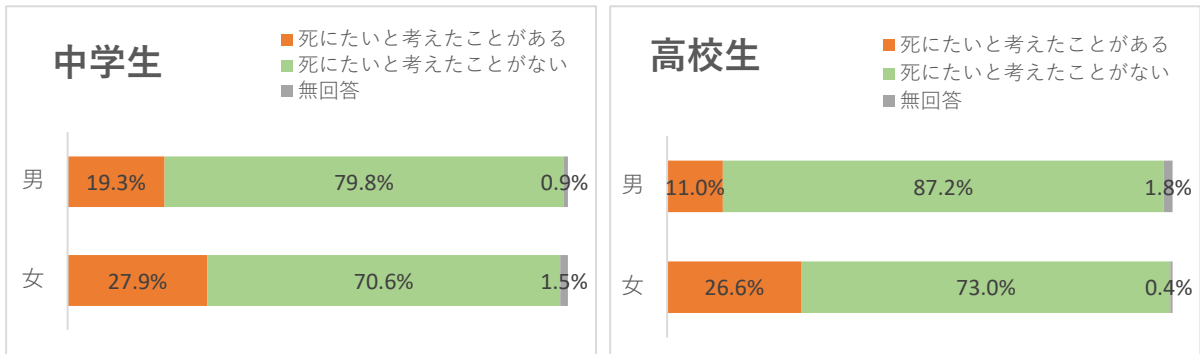
クロス集計より

クロス集計：アンケート調査によって収集した回答データを、設問を掛け合わせて集計することです。

「これまで本気で死にたいと考えたことはあるか」という設問に対するクロス集計です。

① 性別

中学生・高校生ともに、女子生徒の方が「死にたい」と考えたことがあると回答した割合が高くなりました。

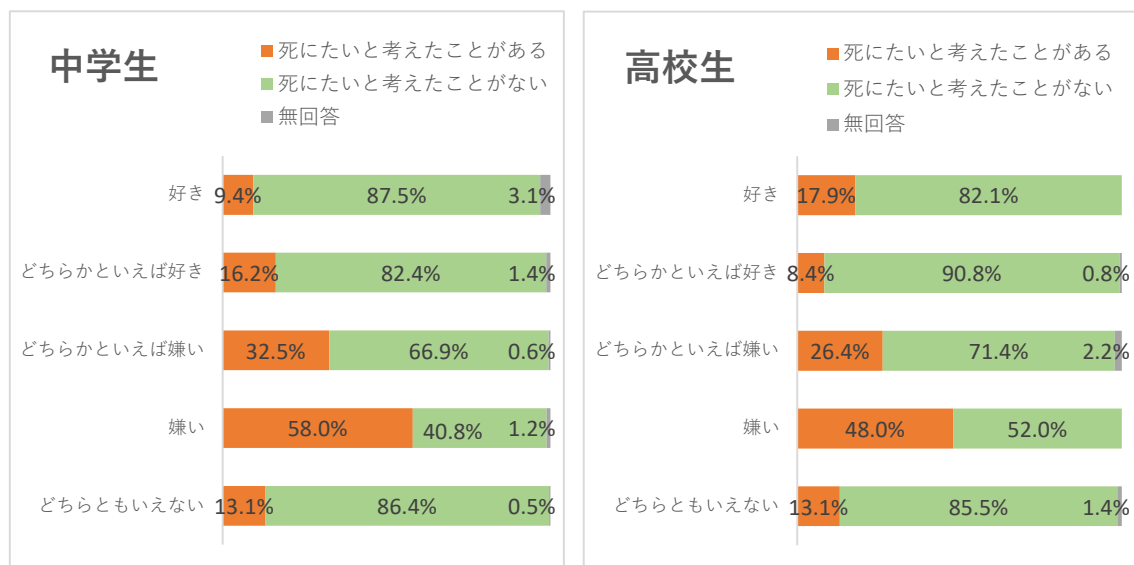


② 自分のことが好きか

中学生では、自分のことが「好き」と回答した者では、「死にたい」と考えたことがある生徒の割合は低く、自分のことが「嫌い」と回答した者ほど、「死にたい」と考えたことがある生徒の割合が高くなりました。

高校生においても、自分のことが「好き」と回答した生徒で「死にたい」と考えたことがある者の割合がやや高くなるものの、おおむね中学生と同様の傾向がみられました。

自分のことが好きであること、自己肯定感を高めることが、「死にたい」と考えることを抑制する一要因になる可能性が考えられます。

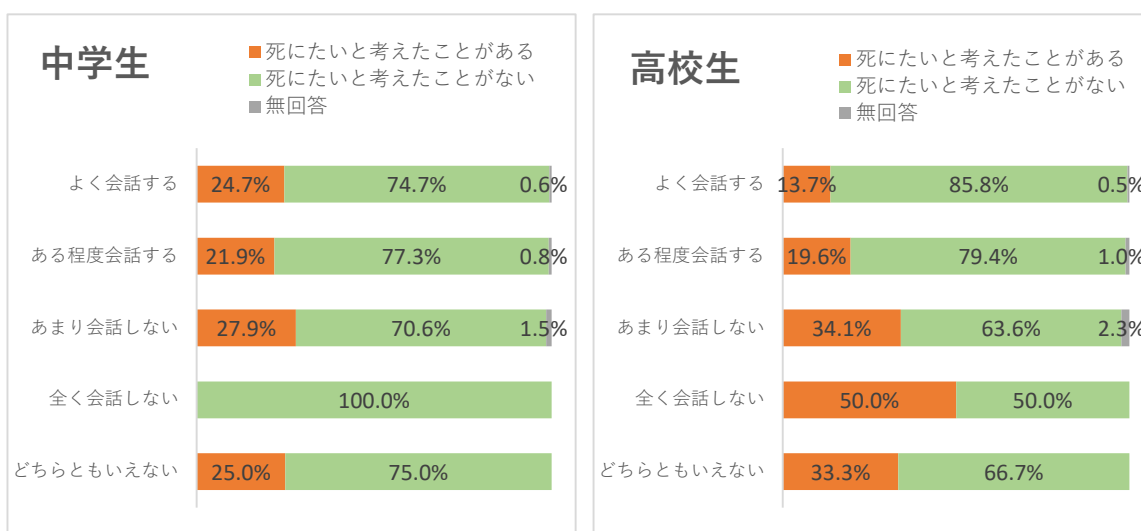


③ 家族でよく会話するか

中学生では、目立った相関はみられませんでした。高校生では、会話の程度が減るほど、「死にたい」と考えたことがある者の割合が増加していました。

アンケートの中で、相談相手に「家族」を選択している者の割合も高く、家族との会話が多いと、その中で悩みの相談をしていることも考えられます。

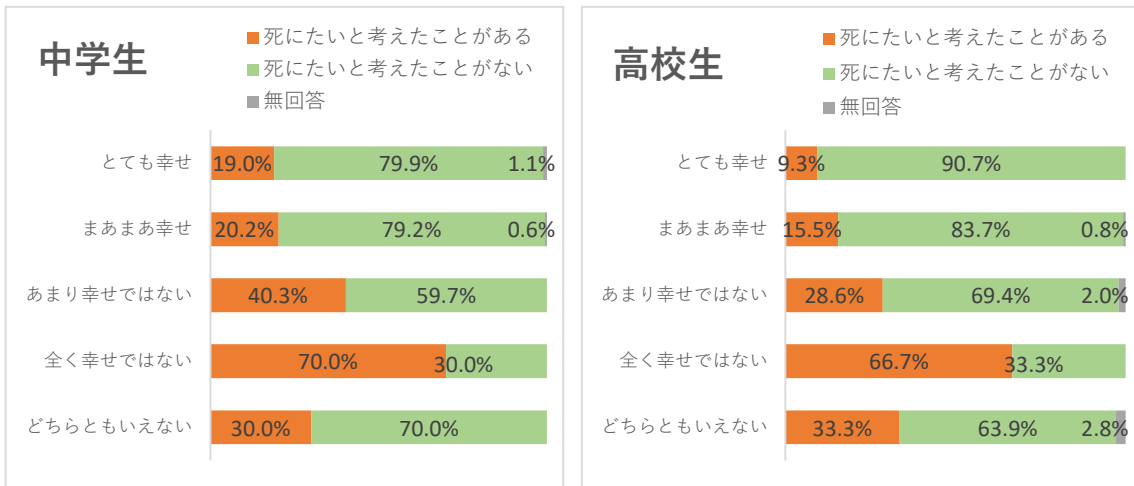
家族との会話の機会を確保することが、「死にたい」と考えることを抑制する一要因になる可能性があると考えられます。



④ 幸せだと感じるか

中学生・高校生ともに、「とても幸せ」と回答した生徒では、「死にたい」と考えたことがある生徒の割合は低く、「全く幸せではない」と回答した生徒ほど「死にたい」と考えたことがある生徒の割合が高くなりました。

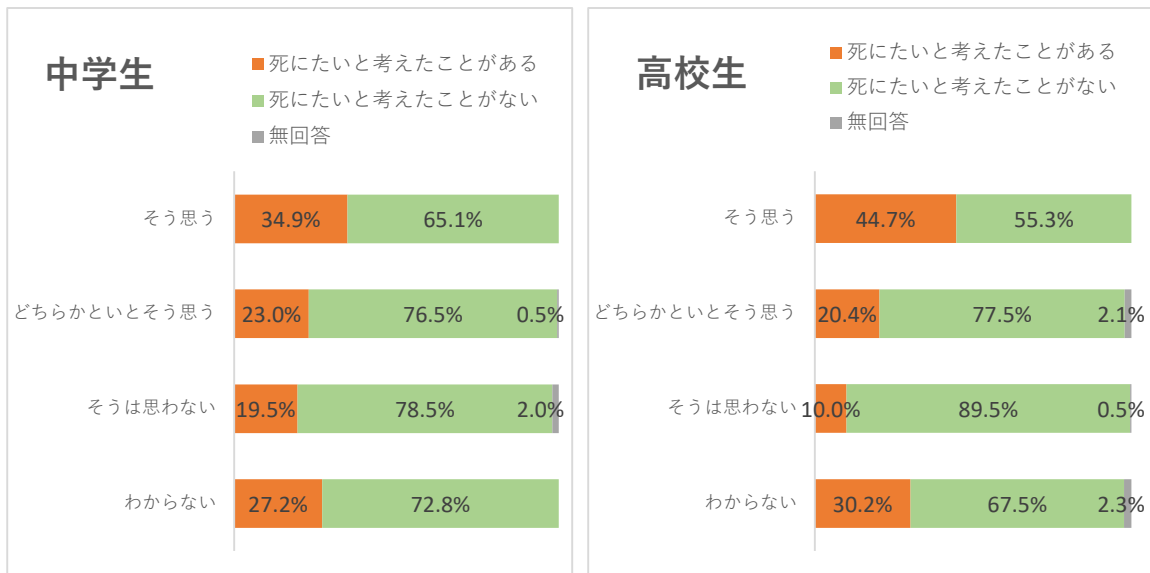
幸せだと感じる事が、「死にたい」と考えることを抑制する一要因になる可能性が考えられます。



⑤ 誰かに相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じるか

中学生・高校生ともに、ためらいを感じている生徒ほど、「死にたい」と考えたことがある生徒の割合が高くなりました。

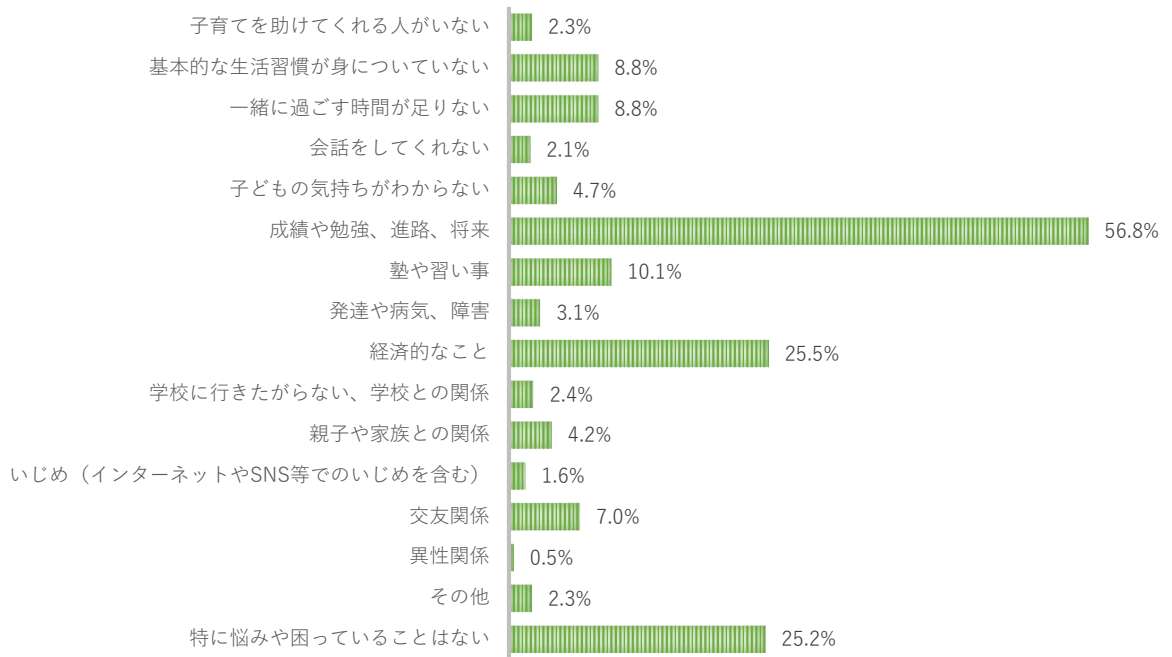
相談しやすい環境づくりが、「死にたい」と考えることを抑制する一要因になる可能性があると考えられます。



(4) 保護者の主な調査結果

① お子さんのことで現在悩んでいることや困っていること（一人複数回答）

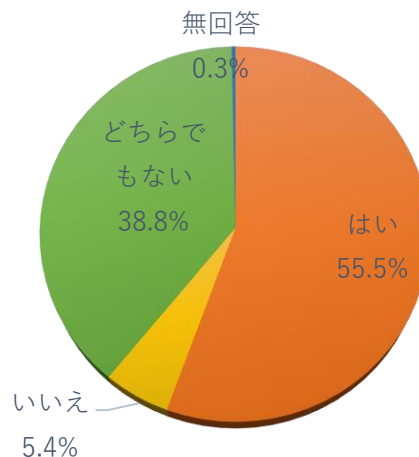
「成績や勉強、進路、将来」の回答の割合が一番高くなりました。次いで「経済的なこと」が高くなりました。



② お子さんが悩んだり困ったりしたときに、その事に気づくことができると思うか（一つ回答）

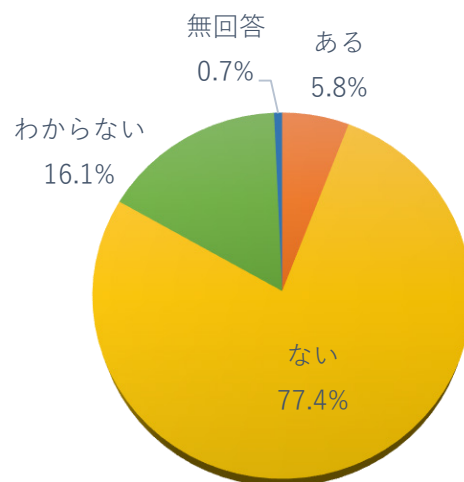
「はい」と回答した者は 55.5%であり、半数以上の保護者が子どもの変化に気づくことができると回答しています。

しかしながら、「どちらでもない」、「いいえ」を合わせると 44.2%となり、子どもの変化に気づくことが難しいことがうかがえます。



③ 今までに、お子さんが「自殺したい」「死にたい」と考えているのではないかと思ったことはあったか（一つ回答）

「ある」と回答した保護者は5.8%でした。「ない」、「わからない」と回答した保護者は93.5%でした。

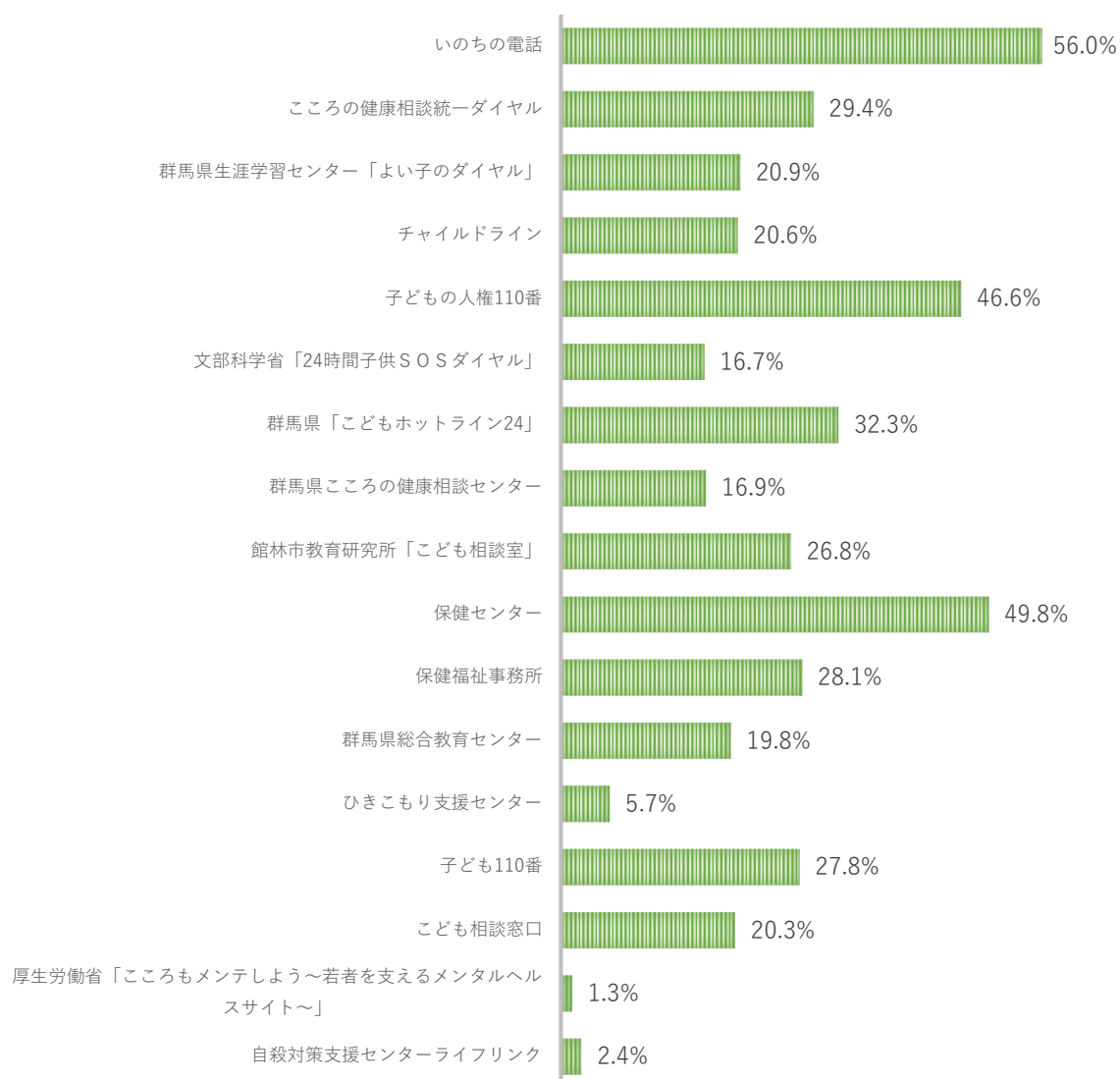


④ 悩んだり困ったりしたときの相談できる場・情報を得られる場の認知度（一人複数回答）

「知っている」と回答した割合が5割に達した項目は「いのちの電話」のみでした。そして、多い順に「保健センター」「子どもの人権110番」が続きました。

今後は、保護者についても、相談窓口の周知をさらに推進していく必要があります。

「知っている」と回答した者の割合



3 対策が優先されるべき対象群の把握・課題

地域自殺実態プロファイルデータによると、本市の主な自殺の特徴は下記の表のとおりです。上位には60歳以上の無職者の自殺死亡者が多く、背景にある主な自殺の危機経路としては、身体的疾患や失業（退職）に関する悩みから様々な要因が連鎖し、自殺に追い込まれているとされています。

本市の主な自殺の特徴（平成24年～平成28年）

上位5区分	自殺者数（人） 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:女性60歳以上無職同居	9	11.7%	18.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	8	10.4%	27.2	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位:男性20～39歳無職同居	6	7.8%	95.8	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳有職同居	6	7.8%	21.7	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳無職独居	5	6.5%	343.4	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロファイルデータ

4 本市の基本施策・重点施策について

国は全国的に実施されることが望ましい自殺対策として、基本施策を次の5項目のとおり挙げました。

本市においても、この5項目を基本施策として推進していきます。

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

さらに、平成29年7月25日に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、本市において優先的な課題となりうる施策について、重点施策として推進していきます。

また、館林市の自殺の現状やアンケート結果などから、次の3項目を重点施策として推進していきます。

重点施策

- 1 高齢者対策
- 2 生活困窮者・無職者・失業者対策
- 3 子ども・若者対策

施策の体系

いのちを守り、支え合う館林市

数値目標：自殺死亡率 14.0 以下、自殺死者数 10 人以下（平成 35 年：2023 年）

3つの「重点施策」

本市の自殺実態を踏まえた優先課題に対する取組

高齢者対策

生活困窮者・無職者・失業者対策

子ども・若者対策

5つの「基本施策」

地域の自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組

地域におけるネット
ワークの強化

自殺対策を支える
人材の育成

住民への啓発
と周知

生きることの促進
要因への支援

児童生徒のSOSの
出し方に関する教育

生きる支援関連施策

重点・基本施策以外のその他の「自殺対策（生きることの包括的な支援）」の取組

※生きる支援関連施策は別冊としています。

コラム

〔出典〕 こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～（厚生労働省）

ストレスを感じたとき、あなたはどんな気持ちになりますか？どんな行動をよくするでしょうか？私たちは自分のストレス状態に気づかないで、こころの調子をくずしているのに、そのまま頑張り続けてしまうかもしれません。とくに、何かに向かって頑張っているときほど、ストレスに気づきにくいものです。

そこで、ストレスサインを知っておくことが大切になります。自分のストレスに気づけるようになると、適切に休むことができるようになります。自分の友人のストレスに気づけるように、心がけておきましょう。早めにストレスに気づいて、適切に休むことが、こころと体の健康には大切です。

こころのサイン

- 不安や緊張が高まって、イライラしたり怒りっぽくなる
- ちょっとしたことでも驚いたり、急に泣き出したりする
- 気分が落ち込んで、やる気がなくなる
- 人づきあいが面倒になって避けるようになる

体のサイン

- 肩こりや頭痛、腹痛、腰痛などの痛みが出てくる
- 寝つきが悪くなったり、夜中や朝方に目が覚める
- 食欲がなくなって食べられなくなったり、逆に食べ過ぎ
てしまう
- 下痢したり、便秘しやすくなる
- めまいや耳鳴りがする



第3章 いのち支える自殺対策への取組（基本施策）

1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「いのちを守り、支え合う館林市」を実現するには、国、地方公共団体、関係団体、企業、市民などが連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

本市においても、庁内関係課や関係機関との横の連携を強化し、包括的に自殺対策を推進していきます。

	取組	内容	担当課
1	民生委員・児童委員による見守り事業	地域で福祉課題を抱える住民の話聞き、継続的に見守り、必要であれば適切な機関へつなぎます。	社会福祉課
2	認知症カフェ 「オレンジカフェぼんちゃん」	認知症のかたやその家族、地域住民など、認知症について理解を深めたいかたが自由に参加できる集いの場を設け、悩み相談や講座・イベント等を行います。	高齢者支援課
3	通いの場整備費・運営費補助事業	住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、高齢者が地域で集い、支えあいながら生きがいづくり、介護予防、閉じこもり予防等を行う場として「通いの場」を整備・運営するにあたり、補助金を交付します。	高齢者支援課
4	ふれあい・いきいきサロン(コミュニティーサロン) 設置運営事業	地域住民が主体となり、地域の集会所等を活用したふれあいの場を設け、自主的・自発的に行う交流活動に対し、その活動費等の一部を補助します。	高齢者支援課
5	子どもを守る地域ネットワーク事業	要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し地域での見守りを行います。	こども福祉課
6	館林市いのち支える自殺対策推進本部	本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。また、推進本部に庁内の幅広い分野の関係部署に参画してもらい、さらに、下部組織に幹事会を設置し、横の連携を強化していきます。	健康推進課
7	館林邑楽地域自殺対策連絡会議	保健福祉事務所開催の会議の委員となることで、館林邑楽地域の関係団体・機関等と適切な役割分担と効果的な連携を図り、一体となって自殺対策を推進します。	健康推進課

【目標】

自殺予防についての連携の強化	指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	担当課
	館林市いのち支える自殺対策推進本部の開催回数	未実施	年 1 回	健康推進課

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策は、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の人、市民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが求められています。

本市においても、ゲートキーパーの役割を担う人が増えることで、お互いに支え合える地域となるよう推進していきます。

	取組	内容	担当課
1	ゲートキーパー養成講座	健康教育の一つとして、ゲートキーパー養成講座を実施します。自殺予防についての正しい知識やゲートキーパーについて学び、地域での自殺対策を推進する人材の育成を行います。	健康推進課
2	青少年カウンセリング入門講座	青少年問題をはじめ家庭教育やカウンセリング等に関する基本的な理論や技法について研修を行い、青少年や家庭教育の様々な問題に対して理解を深めるとともに、それらに関する相談に対して、適切な対応ができるようにします。	生涯学習課
3	スクールカウンセラー連携会議の実施	不登校や学校不応児児童生徒に係る情報共有を、スクールカウンセラー同士で行い、市内小中学校における児童生徒の問題行動並びに不登校等の解決や対策についての意見交換を実施するなどして、学校間の連携を強化します。	学校教育課
4	学校教育相談員連絡協議会	中学校における不登校や不応児児童生徒に係る状況並びに対応について、学校相談員、研究所相談員合同で、東部教育事務所スーパーバイザーを交えて情報を共有し対応を協議する中で、相談員間の連携強化と相談スキルの向上を図ります。	学校教育課
5	小・中学生指導担当者会議	年間4回（小学校は2回）、各校の生徒指導担当、館林警察署生活安全課長、生涯学習課青少年係長が参加し、問題行動や不登校、いじめ問題、自殺問題等について情報交換や協議を行い問題の未然防止に努めます。	学校教育課
6	学校不応対策会議の実施	市内16校の教育相談主任を対象に、不登校等の課題を抱える児童生徒の対応について「未然防止」「初期対応」「組織的対応」の観点からの情報共有を行い、教育相談的支援の在り方を探ります。	学校教育課



【目標】

	指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	担当課
自殺対策を支える 人材育成の促進	市民のゲートキーパー養成講座 受講者数	年 33 人	計画期間の合計 150 人	健康推進課
	青少年カウンセリング入門講座 受講者アンケートにおける「学 んだことを活かしたい」と思 う人の割合	未実施	50%	生涯学習課

ゲートキーパーとは？

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

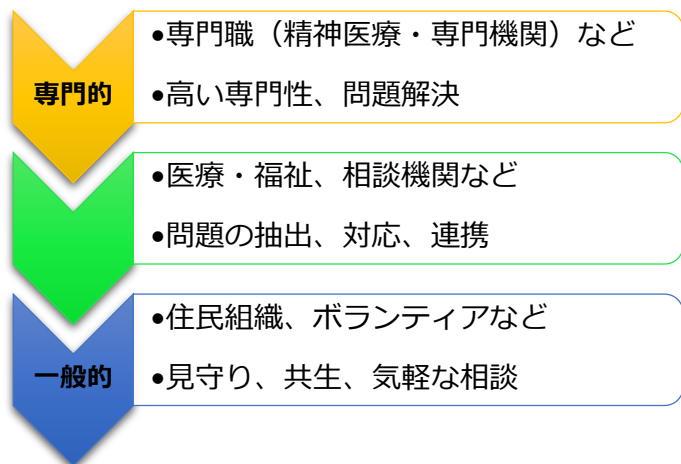
悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。周囲が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることです。

支援に必要とされる役割

ゲートキーパーに求められる役割は、それぞれの領域によって多少異なります。

地域のかかりつけ医師、保健師等をはじめとする精神保健福祉従事者、行政等の相談窓口職員、関係機関職員、民生委員・児童委員や保健推進員、ボランティアなど、さまざまな人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。



〔出典〕厚生労働省 ゲートキーパー養成研修用テキスト（第3版）

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、いのちや暮らしの危機に陥った場合は、誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、啓発を推進していきます。

	取組	内容	担当課
1	交通事故被害者支援	交通事故被害者相談窓口の案内や広報、啓発を行います。	安全安心課
2	犯罪被害者支援	犯罪被害者等相談支援（相談窓口の案内）や、犯罪被害者支援に関する広報や啓発を行います。 また、公益社団法人 被害者支援センター「すてっぷくんま」への支援を行います。	安全安心課
3	DV（ドメスティック・バイオレンス）防止に関する啓発	DV 被害者を支援するため、相談窓口に関する情報提供や、男女共同参画情報紙等でDV防止の啓発を行います。	市民協働課
4	成人式における啓発	成人式でリーフレットを配布し、こころの健康や自殺の現状、相談先について啓発・周知を行います。	健康推進課
5	自殺予防月間（9月）・自殺対策強化月間（3月）の普及啓発	ポスターの掲示、公用車へのマグネット貼り付け、市作成カレンダーへ掲載を実施し、普及啓発を行います。	健康推進課
6	イベントにおける普及啓発事業	健康まつりや健康展において、自殺対策やメンタルヘルスに関する掲示やパンフレット、啓発物品を配布します。	健康推進課
7	健康教育	たてばやし健康塾やミニ講演会において、ストレスやメンタルヘルスに関する講話を実施します。	健康推進課
8	こころの健康づくり講演会	うつ病やメンタルヘルスに関する講演会を実施し、普及啓発を実施します。	健康推進課
9	自死遺族相談会の広報	県こころの健康センターが開催している自殺遺族相談会について、市ホームページへ掲載し周知を図ります。	健康推進課
10	産後うつについてのリーフレット配布	妊婦訪問時に産後うつのリーフレットを配布し、産後うつの予防について説明を行います。	健康推進課
11	ママパル学級や祖父母教室	教室参加者へ産後うつの状態、予防や対処法について普及啓発を行います。	健康推進課

【目標】

	指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	担当課
一人ひとりの気づきの促進	自殺予防月間（9 月）・自殺対策強化月間（3 月）に関する認知度（健康展でのアンケート調査）	未実施	認知度 50%	健康推進課

～あなたにも出来る自殺予防のための行動～

〔出典〕厚生労働省

気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

- ・発言や行動の変化や体調の変化など、家族や仲間の変化に敏感になり、心の悩みや様々な問題を抱えている人が発する周りへのサインになるべく早く気づきましょう。
- ・変化に気づいたら、「眠れていますか？」など、自分に出来る声かけをしていきましょう。

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

- ・悩みを話してくれたら、時間をかけて、できる限り傾聴しましょう。
- ・話題をそらしたり、訴えや気持ちを否定したり、表面的な励ましをしたりすることは逆効果です。本人の気持ちを尊重し、共感した上で、相手を大切に思う自分の気持ちを伝えましょう。

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

- ・心の病気や社会・経済的な問題等を抱えているようであれば、公的相談機関、医療機関等の専門家への相談につなげましょう。
- ・相談を受けた側も、一人では抱え込まず、プライバシーに配慮した上で、本人の置かれている状況や気持ちを理解してくれる家族、友人、上司といったキーパーソンの協力を求め、連携をとりましょう。

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

- ・身体や心の健康状態について自然な雰囲気です声をかけて、あせらずに優しく寄り添いながら見守りましょう。
- ・必要に応じ、キーパーソンと連携をとり、専門家に情報を提供しましょう。

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。本市においても「生きることの促進要因」を増やす支援を推進していきます。

	取組	内容	担当課
1	納税相談事業	納期内に自主納付が原則の市税について、納付が困難な理由や生活状況を丁寧に聞き取り、納期限までに納税できない納税者の個々の事情を考慮した納税の相談を受け付けます（徴収猶予等の相談も受け付けます）。 債務超過や健康面の不安などを聴取した場合、消費生活センターや保健センターなどの関係機関の情報提供や案内を行います。	納税課
2	消費生活相談	市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者からの相談、苦情に対応するほか、消費生活に関する情報収集及び提供、消費者教育及び啓発を行います。	市民協働課
3	法律相談	市民が日常生活で直面する法的諸問題に対し、群馬弁護士会に所属する弁護士が専門的な立場から適切な助言指導を行います（館林市社会福祉協議会に委託）。	市民協働課
4	多重債務相談	消費生活センターにおいて、個人の借金に関する相談を受け付け、債務整理や生活再建に向けた助言・斡旋を行います。	市民協働課
5	多重債務者連絡網	市民協働課、納税課、社会福祉課、群馬東部水道企業団、下水道課、建築課で組織し、市税等滞納者からの市税等を確実に回収するため、政府が定めた多重債務問題改善プログラムに基づき多重債務者への助言、情報提供を行います。	市民協働課
6	こころの健康相談事業	心の悩みを持つ市民のかたを対象に、精神科医師によるこころの健康相談を実施します。	社会福祉課
7	障がい者相談支援事業	障がい者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び権利擁護のために必要な支援を行います。また、虐待防止センターの機能も兼ねています。	社会福祉課
8	生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の、様々な問題を抱えている生活困窮者の自立に対応するために、包括的な相談支援を行う窓口を設置し対応します。（住居確保給付金、子どもの学習支援）	社会福祉課
9	生活保護制度	利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを活用しても生活に困窮するかたに対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	社会福祉課
10	成年後見制度利用者等支援事業	市長申立により成年後見制度を利用する低所得の被後見人等の後見活動を補助します。	社会福祉課・ 高齢者支援課

11	高齢者への総合相談事業	地域包括支援センターが高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉の総合的な窓口となり、市や民生委員等関係機関と連携して支援を行います。	高齢者支援課
12	シルバー人材センター運営費補助事業	高齢者が長年培った知識、経験等を積極的に活用できるよう雇用機会の提供を行うとともに、生きがいの充実と社会参加の促進を図ります。	高齢者支援課
13	老人福祉センター運営事業	高齢者の健康維持増進、教養の向上及び余暇利用により高齢者の生きがいを高める施設を運営します。	高齢者支援課
14	介護支援ボランティア制度	登録制のボランティア制度で、社会参加や生きがいづくりを促進します。介護保険施設等での活動に応じて評価ポイントが付与され、評価ポイントに応じた交付金を受けることができます。	高齢者支援課
15	介護相談	高齢者やその家族からの、介護保険サービスや介護保険料の納付に関する相談に対応し、必要に応じて地域包括支援センターや事業所などの関係窓口につなげます。	介護保険課
16	家庭児童相談事業	0歳から18歳までの子どもに関する育児やしつけ、就園・就学・子どもの障がい等さまざまな家庭内の心配事への相談や対応を実施します。	こども福祉課
17	婦人・母子相談事業	離婚やドメスティック・バイオレンス（DV）など夫婦関係や家族に関する悩み等への相談、対応を実施します。	こども福祉課
18	健康相談	公民館健康相談やヘルスアップ相談を実施します。その中で、こころの健康やストレス等の相談についても行います。	健康推進課
19	訪問・電話・窓口相談の実施	随時、電話や窓口による相談に応じます。必要に応じて訪問の実施や関連機関との連携を図ります。	健康推進課
20	産後訪問時の産後うつスクリーニング	妊婦健康診査受診票と同時に出生連絡票を配布しており、その裏面にエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）となっています。回答したものを出生連絡票提出時に提出してもらい、産後訪問時の産後うつスクリーニングに活用しています。	健康推進課
21	母子保健コーディネーター事業	保健師等が専門的な見地から母子保健や育児に関する相談支援等、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行います。	健康推進課
22	妊婦訪問、産婦全戸訪問事業	妊娠中、産後に、保健師や助産師、看護師が家庭訪問を行い、母体の健康管理や精神面の相談、子育て情報の提供等保健相談を行います。	健康推進課
23	産後ケア事業	出産後、母親が安心して子育てができるように、助産師による授乳指導や育児相談、母子のケアを受けることで、産後の育児不安解消や産後うつの予防を図ります。	健康推進課
24	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付時に妊婦全数面接を行うことで、メンタル状態や妊婦、その家族の問題等を包括的にスクリーニングします。	健康推進課
25	就労支援事業 (若者キャリア相談)	専門のキャリアカウンセラーが働く上の悩み事や離職職などの相談に応じます。	産業政策課

26	就労支援事業 (求職者就業相談)	パートタイム等求人情報の提供、求職者の就業相談業務を行います。	産業政策課
27	雇用安定対策事業 (出張ジョブカフェマザーズin 館林)	群馬県が実施するジョブカフェマザーズを利用し、出産・育児等で退職した女性の再就職のための支援を行います。	産業政策課
28	雇用安定対策事業 (就職面接会)	ハローワークと連携し、子育て支援・障がい者・介護関係・高齢者それぞれのための就職面接会を実施します。	産業政策課
29	中小企業経営相談事業	中小企業が抱える経営・技術などの課題について、館林商工会議所と連携しながら、中小企業診断士や会計士などの専門家を派遣し、課題解決のサポートを行います。	産業政策課
30	農業経営相談支援	館林地区農業指導センター・邑楽館林農業協同組合等の関係機関と連携し、農業経営上問題のある農家の状況が把握できた場合、相談を受ける環境を整え、適切な相談機関につなぐ等の対応を行います。	農業振興課
31	経営者に対する店舗診断の実施	既存の商業者に対して、通算3回にわたり商店の経営改善策を中小企業診断士からアドバイスを無料で受けられる機会を設け、経営改善の支援を行います。	商業観光課
32	経営者に対する相談体制の充実	中小企業経営者の経営改善を図るため、中小企業相談所が実施する巡回及び窓口の指導を支援します。また、倒産の未然防止及び再建円滑化を図るため、商工会議所が実施する相談及び指導を支援します。	商業観光課
33	公営住宅家賃滞納整理対策	家賃滞納者の中で、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする方に対して面談をし、無理のない支払い計画を立てます。また他部署と連携を図ります。	建築課
34	家庭学級講座(幼稚園・小学校) 思春期講座(中学校)	親同士や親子共同体験などのかかわり合いの場を工夫して、情報交換したり、共感しあったりしながら、子どものしつけや子育てについての学習を行います。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
35	子育て支援事業「すくすくサポート 隊」	子育てボランティアを募集し、5つの公民館でそのボランティアが中心になって乳幼児やその保護者と一緒に活動しながら、子どもへのかかわり方等の相談を受けます。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
36	小・中学校新入学期子育て講座	次年度4月に新しく入学する小・中学生の保護者に子どもの成長発達への理解、子どもへのかかわり方や家庭教育等について講話を行います。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
37	小学校家庭教育学級合同講演会	次代を担う子どもたちの健やかな育成のために、その基盤である家庭教育について合同で学ぶことにより、これからの家庭教育の在り方を探ります。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課

38	家庭教育相談事業	毎月第1・第3金曜日（月2回）城沼公民館において、乳幼児・小中学生の子どもを持つ保護者や家族から子育てに関する気になることや悩みについての相談を受けます。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
39	ふるさとづくり出前講座「子どもの行動を支える心の発達」	子育てに関わる講話として小学校又は中学校の保護者対象の講話を要望に応じて開催します。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
40	子ども相談室事業	「性格行動・育児教育・学業・不登校・身体・家庭等」について専門の相談員が電話、メール、来所、訪問による相談で対応し、依頼者の子育てに関する不安や悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課・ 学校教育課
41	「明日へのいっぽ」の開催	不登校等の悩みや課題を抱える児童生徒の保護者を対象に、主任児童委員や自立支援アドバイザー等を交えた意見交流を実施し、保護者の負担軽減を促したり、不登校等の課題解決の方法を探り、支援します。	学校教育課
42	SSW 活用事業	群馬県スクールソーシャルワーカーの活用を各学校に具申したり、活用申請が上がってきた場合の連絡調整を行います。学校に対する不応や問題行動等に悩む学校、職員、当該児童生徒、保護者に対し、福祉や医療とのコーディネートを図る専門家を派遣することで、その課題解決の一助とします。	学校教育課

【目標】

相談事業の充実	指標	平成29年度 (2017年度)実績	平成34年度 (2022年度)目標値	担当課
	こころの健康相談の相談者数	4人/年	12人/年	社会福祉課
	高齢者への総合相談事業の相談者数	3,724人/年	4,400人/年	高齢者支援課
	家庭児童相談事業の相談件数	1,296件/年	1,500件/年	こども福祉課

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育は、「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標とするものです。

そのために、学校の教育活動として位置づけたり、学校外の講師等が授業を行うという形で実施することが望まれています。

本市では、中学2年生、高校2年生へアンケート調査を実施することで、相談することにどれだけためらいを感じているのか、相談相手はいるのか、相談先の認知度などを把握しました。今後はこれらを基に、児童生徒のSOSの出し方に関する教育をさらに推進していきます。

	取組	内容	担当課
1	人権擁護委員による人権教室	人権擁護委員が、市内小学校に出向き、3年生を対象に人権に関する啓発教室を実施。その中で子ども人権 SOS ミニレターについて説明し、保護者や教師に言えない悩みを相談できる体制があることを周知します。	市民協働課
2	いじめ防止こども会議の開催	毎年2月に、市内小・中学校の代表児童生徒2名、引率教員1名、保護者、関係者が参加し、いじめ防止に関わる共通テーマについて話し合ったり、各校のいじめ防止活動について情報交換を行います。また、参加した児童生徒が自校の全校集会等で報告し、いじめ防止の意識を高めます。	学校教育課
3	心の教室相談員事業	県費任用の生徒指導担当嘱託員が配置されなかった市内中学校（H30は4校）に「心の教室相談員」を配置し、生徒に寄り添いながら悩みや相談に応じます。各校校長の命により必要に応じて家庭訪問も行います。	学校教育課
4	学校における自殺予防教育の実施	館林市教育研究所の職員が主体となり、市内中学校において自殺予防教育を行い、生徒の援助希求的態度を育成します。	学校教育課

【目標】

SOS発信のための支援の充実	指標	平成29年度 (2017年度)実績	平成34年度 (2022年度)目標値	担当課
	市内中学校でのSOSの出し方教育の実施	未実施	全ての中学校で期間内に1回は実施	学校教育課



第4章 いのち支える自殺対策への取組（重点施策）

1 高齢者対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等と連動した事業の展開を図る必要があります。

そのためには、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対する支援、働きかけが必要で

本市では、地域の実情に合わせ、生きることの包括的支援としての施策を推進していきます。

	取組	内容	担当課
1	認知症カフェ 「オレンジカフェほんちゃん」	認知症のかたやその家族、地域住民など、認知症について理解を深めたいかたが自由に参加できる集いの場を設け、悩み相談や講座・イベント等を行います。	高齢者支援課
2	通いの場整備費・運営費補助事業	住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、高齢者が地域で集い、支えあいながら生きがいづくり、介護予防、閉じこもり予防等を行う場として「通いの場」を整備・運営するにあたり、補助金を交付します。	高齢者支援課
3	ふれあい・いきいきサロン（コミュニティーサロン）設置運営事業	地域住民が主体となり、地域の集会所等を活用したふれあいの場を設け、自主的・自発的に行う交流活動に対し、その活動費等の一部を補助します。	高齢者支援課
4	高齢者への総合相談事業	地域包括支援センターが高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉の総合的な窓口となり、市や民生委員等関係機関と連携して支援を行います。	高齢者支援課
5	介護支援ボランティア制度	登録制のボランティア制度で、社会参加や生きがいづくりを促進します。介護保険施設等での活動に応じて評価ポイントが付与され、評価ポイントに応じた交付金を受けることができます。	高齢者支援課



2 生活困窮者・無職者・失業者対策

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範囲な問題を複合的に抱えることが多い傾向があります。

そのため、生活困窮は経済的な困窮にとどまらず、自殺のリスクが高い可能性があります。

生活困窮者対策は生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門の連携が求められていることから、本市においても関係課等で連携しながら包括的な生きる支援を図っていきます。

また、無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題、傷病、障がいなどのほか、人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

本市においても当事者のリスクを把握し、包括的に支援できるよう推進していきます。

	取組	内容	担当課
1	納税相談事業	納期内に自主納付が原則の市税について、納付が困難な理由や生活状況を丁寧に聞き取り、納期限までに納税できない納税者の個々の事情を考慮した納税の相談を受け付けます（徴収猶予等の相談も受け付けます）。 債務超過や健康面の不安などを聴取した場合、消費生活センターや保健センターなどの関係機関の情報提供や案内を行います。	納税課
2	多重債務者連絡網	市民協働課、納税課、社会福祉課、群馬東部水道企業団、下水道課、建築課で組織し、市税等滞納者からの市税等を確実に回収するため、政府が定めた多重債務問題改善プログラムに基づき多重債務者への助言、情報提供を行います。	市民協働課
3	生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の、様々な問題を抱えている生活困窮者の自立に対応するために、包括的な相談支援を行う窓口を設置し対応します。 (住居確保給付金、子どもの学習支援)	社会福祉課
4	就労支援事業 (求職者就業相談)	パートタイム等求人情報の提供、求職者の就業相談業務を行います。	産業政策課
5	雇用安定対策事業 (就職面接会)	ハローワークと連携し、子育て支援・障がい者・介護関係・高齢者それぞれのための就職面接会を実施します。	産業政策課
6	就労支援事業 (若者キャリア相談)	専門のキャリアカウンセラーが働く上の悩み事や離職などの相談に応じます。	産業政策課

3 子ども・若者対策

子ども・若者対策として、児童生徒、学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進めていきます。

子ども・若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。抱える悩みは多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

本市においても関係分野の部署や機関と連携し、個々の課題に合った支援をしていきます。

	取組	内容	担当課
1	青少年カウンセリング入門講座	青少年問題をはじめ家庭教育やカウンセリング等に関する基本的な理論や技法について研修を行い、青少年や家庭教育の様々な問題に対して理解を深めるとともに、それらに関する相談に対して、適切な対応ができるようにします。	生涯学習課
2	子ども相談室事業	「性格行動・育児教育・学業・不登校・身体・家庭等」について専門の相談員が電話、メール、来所、訪問による相談で対応し、依頼者の子育てに関する不安や悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課・ 学校教育課
3	スクールカウンセラー連携会議の実施	不登校や学校不適応児童生徒に係る情報共有を、スクールカウンセラー同士で行い、市内小中学校における児童生徒の問題行動並びに不登校等の解決や対策についての意見交換を実施するなどして、学校間の連携を強化します。	学校教育課
4	学校教育相談員連絡協議会	中学校における不登校や不適応生徒に係る状況並びに対応について、学校相談員、研究所相談員合同で、東部教育事務所スーパーバイザーを交えて情報を共有し対応を協議する中で、相談員間の連携強化と相談スキルの向上を図ります。	学校教育課
5	いじめ防止こども会議の開催	毎年2月に、市内小・中学校の代表児童生徒2名、引率教員1名、保護者、関係者が参加し、いじめ防止に関わる共通テーマについて話し合ったり、各校のいじめ防止活動について情報交換を行います。また、参加した児童生徒が自校の全校集会等で報告し、いじめ防止の意識を高めます。	学校教育課
6	心の教室相談員事業	県費任用の生徒指導担当嘱託員が暫置きされなかった市内中学校（H30は4校）に「心の教室相談員」を配置し、生徒に寄り添いながら悩みや相談に応じます。各校校長の命により必要に応じて家庭訪問も行います。	学校教育課
7	学校における自殺予防教育の実施	館林市教育研究所の職員が主体となり、市内中学校において自殺予防教育を行い、生徒の援助希求的態度を育成します。	学校教育課

第5章 本市における自殺対策の推進体制

1 推進体制

自殺対策を推進するため、庁内の関係部署からなる館林市いのち支える自殺対策推進本部・幹事会を設置して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関や市民等の声も反映させ、社会全体での取組を推進していきます。

2 周知・広報

市全体として本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、取組を行えるよう、広報やホームページ、イベント等様々な場を活用し、周知・啓発に努めます。

3 進捗管理

本計画の取組状況や目標値については、関係課・機関と共有し、事務局である健康推進課にて把握し、計画の適切な進捗管理に努めます。

評価については、計画期間の最終年度となる平成35年度（2023年度）に行い、その結果をその後の自殺対策に反映させることにします。



資 料

- 1 自殺総合対策大綱概要
- 2 館林市いのち支える自殺対策推進本部設置要領
- 3 館林市いのち支える自殺対策推進本部員名簿
- 4 館林市いのち支える自殺対策推進本部幹事会幹事名簿



1 自殺総合対策大綱概要

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる
- 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. 関連施策との**有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

〔資料〕厚生労働省自殺対策大綱

2 館林市いのち支える自殺対策推進本部設置要領

(設置)

第1条 本市における自殺対策について、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、館林市いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び評価に関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には副市長を、副本部長には保健福祉部長を、本部員には別表1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 3 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる所掌事務について必要な調整を行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には保健福祉部長を、副幹事長には健康推進課長を、幹事には別表2に掲げる課長及び課長が指名する職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

政策企画部長
総務部長
市民環境部長
経済部長
都市建設部長
議会事務局長
教育次長
邑楽館林医療事務組合事務局長
館林地区消防組合消防長

別表2（第6条関係）

政策企画部納税課長
総務部安全安心課長
総務部人事課長
市民環境部市民協働課長
保健福祉部社会福祉課長
保健福祉部高齢者支援課長
保健福祉部介護保険課長
保健福祉部こども福祉課長
保健福祉部保険年金課長
経済部産業政策課長
経済部農業振興課長
経済部商業観光課長
都市建設部建築課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会学校教育課長

3 館林市いのち支える自殺対策推進本部員名簿

No.	本部員名	役職名	備考
1	小山 定 男	副市長	本部長
2	中里 克 己	保健福祉部長	副本部長
3	田沼 孝 一	政策企画部長	
4	手塚 節	総務部長	
5	林 成 明	市民環境部長	
6	浅野 康 彦	経済部長	
7	山本 紀 夫	都市建設部長	
8	小野 陽 一	議会事務局長	
9	青木 伸 行	教育次長	
10	諸 貫 茂	邑楽館林医療事務組合事務局長	
11	福地 保 幸	館林地区消防組合消防長	

4 館林市いのち支える自殺対策推進本部幹事会幹事名簿

No.	幹事	役職名	備考
1	中里 克己	保健福祉部長	幹事長
2	野澤 要一	保健福祉部健康推進課長	副幹事長
3	相川 英雄	政策企画部納税課長	
4	新井 和也	総務部安全安心課長	
5	川島 孝男	総務部人事課長	
6	岡戸 千絵	市民環境部市民協働課長	
7	笠原 正幸	保健福祉部社会福祉課長	
8	細堀 一夫	保健福祉部高齢者支援課長	
9	山田 武司	保健福祉部介護保険課長	
10	石崎 治	保健福祉部こども福祉課長	
11	渡辺 義和	保健福祉部保険年金課長	
12	黒澤 政彦	経済部産業政策課長	
13	吉田 智之	経済部農業振興課長	
14	荒井 裕三	経済部商業観光課長	
15	飯島 一宏	都市建設部建築課長	
16	石井 洋史	教育委員会生涯学習課長	
17	上村 哲也	教育委員会学校教育課長	

館林市自殺対策計画

平成31年3月

発行 館林市

編集 館林市 保健福祉部 健康推進課

〒374-0029

館林市仲町14番1号

TEL 0276-74-5155

FAX 0276-75-6555